民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律新旧対照条文 目次

| 1 | 民法(明治二十九年法律第八十九号)(第一条関係) | |
|--------|--|--------|
| 1 | 民法 (第二条関係) | 20 |
| 111 | 家事事件手続法(平成二十三年法律第五十二号) | 87 |
| 田 | 此法(明治四十年法律第四十五号) | 35 |
| 田 | 抵当証券法(昭和六年法律第十五号) | 36 |
| 1< | 農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号) | 8 |
| 7 | 農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号) | 39 |
| \leq | 公共用地の取得に関する特別措置法(昭和三十六年法律第百五十号) | 40 |
| 丫 | 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号) | 4 |
| + | 著作権法(昭和四十五年法律第四十八号) | 22 |
| +1 | 半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和六十年法律第四十三号) | |
| +1 | 一 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号) | 50 |

| +111 | マンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成十四年法律第七十八号) | 9 |
|------|---------------------------------------|------|
| 十曰 | 独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第百号) | |
| 十用 | 不動產整記法(平成十六年法律第百二十三号) | |
| ++< | 信託法(平成十八年法律第百八号) | . 02 |
| +4 | 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平成二十年法律第三十三号) | 71 |
| +< | 民法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第四十四号) | 75 |

一 民法(明治二十九年法律第八十九号)(第一条関係)

| 榉 | ш | | |
|-------------------------------------|-------------------------------------|--|--|
| 三次 | 三次 | | |
| 無川鷹 (智) | 無用罐 (叵土) | | |
| 無川神 (智) | 無川神 (區土) | | |
| 第一節 総則(第八百九十六条― <u>第八百九十九条の二</u>) | 第一節 総則(第八百九十六条— <u>第八百九十九条</u>) | | |
| 紙力神 (磊) | 新七 ^神 (巨十) | | |
| 第五節 遺言の撤回及び取消し (第千二十二条— <u>第千四十</u> | 第五節 遺言の撤回及び取消し (第千二十二条— <u>第千二十</u> | | |
| <u> </u> | 力 <u>从</u>) | | |
| 第八章 遺留分(第千四十二条—第千四十九条) | 第八章 遺留分(第千二十八条—第千四十四条) | | |
| 第九章 特別の寄与(第千五十条) | (| | |
| | | | |
| | | | |
| 無 怎 (と) | 無一無 (同山) | | |
| (相続財産に関する費用) | (相続財産に関する費用) | | |
| 第八百八十五条 (略) | 第八百八十五条 (同上) | | |
| (霊ゆ) | 2 前項の費用は、遺留分権利者が贈与の減殺によって得た財産 | | |
| | をもって支弁することを要しない。 | | |

第八百九十九条 (略)

第八百九十九条 (同上)

(共同相続における権利の承継の対抗要件)

○ の対抗要件を備えなければ、第三者に対抗することができないり算定した相続分を超える部分については、登記、登録その他るものかどうかにかかわらず、次条及び第九百一条の規定によ第八百九十九条の二 相続による権利の承継は、遺産の分割によ

開定を適用する。 同相続人の全員が債務者に通知をしたものとみなして、同項の 容)を明らかにして債務者にその承継の通知をしたときは、共権を承継した場合にあっては、当該債権に係る遺産の分割の内相続人が当該債権に係る遺言の内容(遺産の分割により当該債の規定により算定した相続分を超えて当該債権を承継した共同 前項の権利が債権である場合において、次条及び第九百一条

(遺言による相続分の指定)

委託することができる。 共同相続人の相続分を定め、又はこれを定めることを第三者に第九百二条 被相続人は、前二条の規定にかかわらず、遺言で、 (遺言による相続分の指定)

分に関する規定に違反することができない。 委託することができる。<u>ただし、被相続人又は第三者は、遺留</u>共同相続人の相続分を定め、又はこれを定めることを第三者に第九百二条 被相続人は、前二条の規定にかかわらず、遺言で、 い (器)

(相続分の指定がある場合の債権者の権利の行使)

ない。 れた相続分に応じた債務の承継を承認したときは、この限りで 。ただし、その債権者が共同相続人の一人に対してその指定さより算定した相続分に応じてその権利を行使することができる ても、各共同相続人に対し、第九百条及び第九百一条の規定に 債権者は、前条の規定による相続分の指定がされた場合であっ 第九百二条の二 被相続人が相続開始の時において有した債務の

(特別受益者の相続分)

者の相続分とする。の中からその遺贈又は贈与の価額を控除した残額をもってそのし、第九百条から第九百二条までの規定により算定した相続分た財産の価額にその贈与の価額を加えたものを相続財産とみな受けた者があるときは、被相続人が相続開始の時において有し婚姻若しくは養子縁組のため若しくは生計の資本として贈与を第九百三条 共同相続人中に、被相続人から、遺贈を受け、又は

い (器)

<u>その意思に従う</u>。 3 被相続人が前二項の規定と異なった意思を表示したときは、 20 (巨山)

(特別受益者の相続分)

贈与の価額を控除した残額をもってその者の相続分とする。し、前三条の規定により算定した相続分の中からその遺贈又はた財産の価額にその贈与の価額を加えたものを相続財産とみな受けた者があるときは、被相続人が相続開始の時において有し婚姻若しくは養子縁組のため若しくは生計の資本として贈与を第九百三条 共同相続人中に、被相続人から、遺贈を受け、又は

8 (區긔)

その意思表示は、遺留分に関する規定に違反しない範囲内で、3 被相続人が前二項の規定と異なった意思を表示したときは、

_

と推定する。 与について第一項の規定を適用しない旨の意思を表示したもの遺贈又は贈与をしたときは、当該被相続人は、その遺贈又は贈「方に対し、その居住の用に供する建物又はその敷地について
は 婚姻期間が二十年以上の夫婦の一方である被相続人が、他の (新設) その効力を有する。

(遺産の分割の基準)

第九百六条 (略)

<u>範囲)</u> (遺産の分割前に遺産に属する財産が処分された場合の遺産の

なすことができる。 処分された財産が遺産の分割時に遺産として存在するものとみ場合であっても、共同相続人は、その全員の同意により、当該第九百六条の二 遺産の分割前に遺産に属する財産が処分された

同項の司意を得ることを要しない。 同項の財産が処分されたときは、当該共同相続人については、 2 前項の規定にかかわらず、共同相続人の一人又は数人により

第九百七条 共同相続人は、狄条の規定により被相続人が遺言で(遺産の分割の協議又は審判等)

第九百六条 (同上)(遺産の分割の基準)

(整設)

第九百七条 共同相続人は、狄条の規定により被相続人が遺言で(遺産の分割の協議又は審判等)

- <u>、この限りでない。</u> を害するおそれがある場合におけるその一部の分割についてはだし、遺産の一部を分割することにより他の共同相続人の利益 全部又は一部の分割を家庭裁判所に請求することができる。 又は協議をすることができないときは、各共同相続人は、その遺産の分割について、共同相続人間に協議が謂わないとき、
- を禁ずることができる。所は、期間を定めて、遺産の全部又は一部について、その分割3 前頃本文の場合において特別の事由があるときは、家庭裁判

第九百九条 (略)

(遺産の分割前における預貯金債権の行使)

できる。この場合において、当該権利の行使をした預貯金債権限度とする。) については、単独でその権利を行使することが情を勘案して預貯金債権の債務者ごとに法務省令で定める額を準的な当面の必要生計費、平均的な葬式の費用の額その他の事の規定により算定した当該共同相続人の相続分を乗じた額(標ち相続開始の時の債権額の三分の一に第九百条及び第九百一条第九百九条の二 各共同相続人は、遺産に属する預貯金債権のう

ことができる。禁じた場合を除き、いつでも、その協議で、遺産の分割をする

分割を家庭裁判所に請求することができる。又は協議をすることができないときは、各共同相続人は、その2 遺産の分割について、共同相続人間に協議が調わないとき、

ずることができる。、期間を定めて、遺産の全部又は一部について、その分割を禁る 前項の場合において特別の事由があるときは、家庭裁判所は

第九百九条 (同上)

取得したものとみなす。
については、当該共同相続人が遺産の一部の分割によりこれを

(包括遺贈及び特定遺贈)

全部又は一部を処分することができる。第九百六十四条 遺言者は、包括又は特定の名義で、その財産の

(自筆証書遺言)

- らない。その全文、日付及び氏名を自書し、これに印を押さなければな第九百六十八条 自筆証書によって遺言をするには、遺言者が、
- 記載がその両面にある場合にあっては、その両面)に署名し、記載がその両面にある場合にあっては、その両面)に署名し、の場合にないて、遺言者は、その目録の毎葉(自書によらない場合には、その目録については、自書することを要しない。こ項に規定する権利を含む。)の全部又は一部の目録を添付するて相続財産(第九百九十七条第一項に規定する場合における同2 前項の規定にかかわらず、自筆証書にこれと一体のものとし
- にこれに署名し、かつ、その変更の場所に印を押さなければ、遺言者が、その場所を指示し、これを変更した旨を付記して特別 自筆証書 (前項の目録を含む。) 中の加除その他の変更は、

(包括遺贈及び特定遺贈)

| る規定に違反することができない。| 全部又は一部を処分することができる。| ただし、遺留分に関す第九百六十四条 遺言者は、包括又は特定の名義で、その財産の

(自筆証書遺言)

第九百六十八条 (同上)

(整設)

その変更の場所に印を押さなければ、その効力を生じない。示し、これを変更した旨を付記して特にこれに署名し、かつ、引 自筆証書中の加除その他の変更は、遺言者が、その場所を指

その効力を生じない。

(秘密証書遺言)

第九百七十条 (略)

て準用する。2 第九百六十八条第三項の規定は、秘密証書による遺言につい

(普通の方式による遺言の規定の準用)

規定による遺言について準用する。 第九百七十五条までの規定は、第九百七十六条から前条までの第九百八十二条 第九百六十八条第三項及び第九百七十三条から

(遺贈義務者の引渡義務)

に別段の意思を表示したときは、その意思に従う。
き渡し、又は移転する義務を負う。ただし、遺言者がその遺言として特定した場合にあっては、その特定した時)の状態で引、相続開始の時(その後に当該物又は権利について遺贈の目的第九百九十八条」遺贈義務者は、遺贈の目的である物又は権利を

(秘密証書遺言)

第九百七十条 (同上)

て準用する。3 第九百六十八条第二項の規定は、秘密証書による遺言につい

(普通の方式による遺言の規定の準用)

規定による遺言について準用する。第九百七十五条までの規定は、第九百七十六条から前条までの第九百七十二条 第九百八十二条 第九百八十二条 第九百八十二条

(不特定物の遺贈義務者の担保責任)

- は、これに対して、売主と同じく、担保の責任を負う。」遺者がこれにつき第三者から追奪を受けたときは、遺贈義務者第九百九十八条。不特定物を遺贈の目的とした場合において、受
- ければならない。 たときは、遺贈義務者は、瑕疵のない物をもってこれに代えなる 下特定物を遺贈の目的とした場合において、物に瑕疵があっ

(第三者の権利の目的である財産の遺贈)

第千条 遺贈の目的である物又は権利が遺言者の死亡の時におい

部十条 型深

(遺言執行者の任務の開始)

無十九条 (器)

の内容を相続人に通知しなければならない。 る 遺言執行者は、その任務を開始したときは、遅滞なく、遺言

(遺言執行者の権利義務)

を有する。産の管理その他遺言の執行に必要な一切の行為をする権利義務第千十二条、遺言執行者は、遺言の内容を実現するため、相続財

が行うことができる。 2) 遺言執行者がある場合には、遺贈の履行は、遺言執行者のみ

8 (器)

(遺言の執行の妨害行為の禁止)

無十十川(器)

れをもって善意の第三者に対抗することができない。
27 前項の規定に違反してした行為は、無効とする。ただし、こ

の限りでない。 ただし、遺言者がその遺言に反対の意思を表示したときは、こ対しその権利を消滅させるべき旨を請求することができない。 て第三者の権利の目的であるときは、受遺者は、遺贈義務者に

(遺言執行者の任務の開始)

第十七条 (同上)

(整設)

(遺言執行者の権利義務)

必要な一切の行為をする権利義務を有する。 第千十二条 遺言執行者は、相続財産の管理その他遺言の執行に

20 (恒山)

(遺言の執行の妨害行為の禁止)

第十十三条 (同上)

0.

相続財産についてその権利を行使することを妨げない。
3 前二項の規定は、相続人の債権者(相続債権者を含む。)が

(特定財産に関する遺言の執行)

一个型型 (器)

講えるために必要な行為をすることができる。 共同相続人が第八百九十九条の二第一項に規定する対抗要件を 産承継遺言」という。)があったときは、遺言執行者は、当該同相続人の一人又は数人に承継させる旨の遺言(以下「特定財
3 遺産の分割の方法の指定として遺産に属する特定の財産を共

部が特定財産承継遺言の目的である場合に限る。
きる。ただし、解約の申入れについては、その預貯金債権の全びその預金又は貯金に係る契約の解約の申入れをすることがで項に規定する行為のほか、その預金又は貯金の払戻しの請求及
同 前項の財産が預貯金債権である場合には、遺言執行者は、同

(遺言執行者の行為の効果)

<u>ずる。</u> ことを示してした行為は、相続人に対して直接にその効力を生第千十五条 遺言執行者がその権限内において遺言執行者である (粧穀)

(特定財産に関する遺言の執行)

第十十四条 (同上)

(整設)

(海設)

(遺言執行者の地位)

第千十五条遺言執行者は、相続人の代理人とみなす。

(遺言執行者の復任権)

を表示したときは、その意思に従う。 わせることができる。ただし、遺言者がその遺言に別段の意思第千十六条 遺言執行者は、自己の責任で第三者にその任務を行

対してその選圧及び監督についての責任のみを負う。 いてやむを得ない事由があるときは、遺言執行者は、相続人に 2 前項本文の場合において、第三者に任務を行わせることにつ

発出語 (器)

(撤回された遺言の効力)

行為が<u>錯誤、</u>詐欺又は強迫による場合は、この限りでない。至ったときであっても、その効力を回復しない。ただし、そのの行為が、撤回され、取り消され、又は効力を生じなくなるに第千二十五条 前三条の規定により撤回された遺言は、その撤回

継十二十九然 (器)

第千二十八条から第千四十一条まで 削除

第八章 (略)

(遺留分の帰属及びその割合)

(遺言執行者の復任権)

の遺言に区対の意思を表示したときは、この限りでない。 者にその任務を行わせることができない。ただし、遺言者がそ第千十六条 遺言執行者は、やむを得ない事由がなければ、第三

を負う。 行わせる場合には、相続人に対して、第百五条に規定する責任 る 遺言執行者が前項ただし書の規定により第三者にその任務を

第五節 (同上)

(撤回された遺言の効力)

行為が詐欺又は強迫による場合は、この限りでない。至ったときであっても、その効力を回復しない。ただし、そのの行為が、撤回され、取り消され、又は効力を生じなくなるに第千二十五条 前三条の規定により撤回された遺言は、その撤回

第十二十七条 (同上)

第八章 (同上)

(遺留分の帰属及びその割合)

- た額を受ける。 号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定める割合<u>を乗り</u> 一項に規定する遺留分を算定するための財産の価額に、次の各 第千四十二条 兄弟姉妹以外の相続人は、遺留分として、次条第
 - 一 直系尊属のみが相続人である場合 三分の一
 - 二 前号に掲げる場合以外の場合 二分の一
- 相続分を乗じた割合とする。 らに第九百条及び第九百一条の規定により算定したその各自の り 相続人が数人ある場合には、前項各号に定める割合は、これ

(遺留分を算定するための財産の価額)

の価額を加えた額から債務の全額を<u>控除した額とする</u>。が相続開始の時において有した財産の価額にその贈与した財産第千四十三条 遺留分を算定するための財産の価額は、被相続人

23 (器)

- 日より前にしたものについても、同様とする。利者に損害を加えることを知って贈与をしたときは、一年前の前条の規定によりその価額を算入する。当事者双方が遺留分権第千四十四条 贈与は、相続開始前の一年間にしたものに限り、
- 3 第九百四条の規定は、前項に規定する贈与の価額について準

- <u>する</u>額を受ける。 号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定める割合<u>に相当</u> 第千二十八条 兄弟姉妹以外の相続人は、遺留分として、汝の各
 - の一 直系尊属のみが相続人である場合 被相続人の財産の三分
- (新設) 二 前号に掲げる場合以外の場合 <u>被相続人の財産の</u>二分の一

(遺留分の算定)

全額を<u>控练して、これを算定する</u>。 た財産の価額にその贈与した財産の価額を加えた額から債務の<u>第千二十九条</u>遺留分は、被相続人が相続開始の時において有し

20 (區刊)

より前にしたものについても、同様とする。者に損害を加えることを知って贈与をしたときは、一年前の日条の規定によりその価額を算入する。当事者双方が遺留分権利第千三十条 贈与は、相続開始前の一年間にしたものに限り、前

(整設)

用する。 □ 相続人に対する贈与についての第一項の規定の適用について (整設) は、同項中「一年」とあるのは「十年」と、「価額」とあるの は「価額(婚姻若しくは養子縁組のため又は生計の資本として 受けた贈与の価額に限る。)」とする。 (遺贈又は贈与の滅殺請求) 第千三十一条 遺留分権利者及びその承継人は、遺留分を保全す (売る) るのに必要な限度で、遺贈及び前条に規定する贈与の減殺を請 求することができる。 (条件付権利等の贈与又は遺贈の一部の域段) 第千三十二条 条件付きの権利又は存続期間の不確定な権利を贈 (学る) 与又は遺贈の目的とした場合において、その贈与又は遺贈の一 部を減殺すべきときは、遺留分権利者は、第千二十九条第二項 の規定により定めた価格に従い、直ちにその残部の価額を受費 者又は受遺者に給付しなければならない。 (贈与と遺贈の減殺の順序) 第千三十三条 贈与は、遺贈を破殺した後でなければ、域殺する (三の) ことができない。

| (証心) | その意思に従う。。ただし、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、第千三十四条 遺贈は、その目的の価額の割合に応じて減殺する「遺贈の減殺の割合」 |
|------|---|
| (三心) | <u>でする。</u> 第千三十五条 贈与の減殺は、後の贈与から順次前の贈与に対し(贈与の減殺の順序) |
| (三心) | |
| (霊心) | 損失は、遺留分権利者の負担に帰する。第十三十七条 減殺を受けるべき受贈者の無資力によって生じた「受贈者の無資力による損失の負担) |
| (三の) | 控除したものについて、その減殺を請求することができる。第十三十八条(負担付贈与は、その目的の価額から負担の価額を(負担付贈与の減殺請求) |
| | (不相当な対価による有償行為) |

担の価額を控除した額とする。 一項に規定する贈与した財産の価額は、その目的の価額から負第千四十五条 負担付贈与がされた場合における第千四十三条第

を負担の価額とする負担付贈与とみなす。 権利者に損害を与えることを知ってしたものに限り、<u>当該対価</u> 2 不相当な対価をもってした有償行為は、当事者双方が遺留分

(遺留分侵害額の請求)

留分侵害額に相当する金銭の支払を請求することができる。人を含む。以下この章において同じ。)又は受贈者に対し、遺産承継遺言により財産を承継し又は相続分の指定を受けた相続第千四十六条 遺留分権利者及びその承継人は、受遺者(特定財

- <u>加算して算定する。</u> 号及び第二号に掲げる額を控除し、これに第三号に掲げる額を 2 遺留分侵害額は、第千四十二条の規定による遺留分から第一

 - べき遺産の価額 の規定により算定した相続分に応じて遺留分権利者が取得す 三 第九百条から第九百二条まで、第九百三条及び第九百四条
 - 三 被相続人が相続開始の時において有した債務のうち、第5

> <u> 京するときは、その対価を質慮しなければならない。</u> <u> 与とみなす。 この場合において、遺留分権利者がその減殺を請権利者に損害を加えることを知ってしたものに限り、これを開不相当な対価をもってした有償行為は、当事者双方が遺留分</u>

(海設)

第三項において「遺留分権利者承継債務」という。)の額百九十九条の規定により遺留分権利者が承継する債務(次条

(受遺者又は受贈者の負担額)

控除した額)を限度として、遺留分侵害額を負担する。十二条の規定による遺留分として当該相続人が受けるべき額をは受贈者が相続人である場合にあっては、当該価額から第千四に限る。以下この章において同じ。)の目的の価額(受遺者又は贈与(遺留分を算定するための財産の価額に算入されるもの指定による遺産の取得を含む。以下この草において同じ。)又、遺贈(特定財産承継遺言による財産の承継又は相続分の第千四十七条 受遺者又は受贈者は、次の各号の定めるところに

| | 受遺者と受贈者とがあるときは、受遺者が先に負担する。

- 従う。言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に贈者がその目的の価額の割合に応じて負担する。ただし、遺てその贈与が同時にされたものであるときは、受遺者又は受受遺者が複数あるとき、又は受贈者が複数ある場合におい
- 担する。 、後の贈与に係る受贈者から順次前の贈与に係る受贈者が負」 三 受贈者が複数あるとき(前号に規定する場合を除く。)は
- 2 第九百四条、第千四十三条第二項及び第千四十五条の規定は

(海設)

<u>・</u> 、前項に規定する遺贈又は贈与の目的の価額について準用する

- の限度において消滅する。 留分権利者に対して取得した求償権は、消滅した当該債務の額させることができる。この場合において、当該行為によって遺する意思表示によって第一項の規定により負担する債務を消滅ときは、消滅した債務の額の限度において、遺留分権利者に対す承継債務について弁済その他の債務を消滅させる行為をした 副条第一項の請求を受けた受遺者又は受贈者は、遺留分権利
- 利者の負担に帰する。| || 受遺者又は受贈者の無資力によって生じた損失は、遺留分権|
- <u>与することができる。</u> より負担する債務の全部又は一部の支払につき相当の期限を許 ら 裁判所は、受遺者又は受贈者の請求により、第一項の規定に

(売る)

(受贈者が贈与の目的を譲渡した場合等)

しても減段を請求することができる。を加えることを知っていたときは、遺留分権利者は、これに対ない。ただし、議受人が譲渡の時において遺留分権利者に損害渡したときは、遺留分権利者にその価額を弁償しなければなら第千四十条減稅を受けるべき受贈者が贈与の目的を他人に譲り

2 前項の規定は、受贈者が贈与の目的につき権利を設定した場

(三の)

(遺留分侵害額請求権の期間の制限)

続開始の時から十年を経過したときも、同様とする。 た時から一年間行使しないときは、時効によって消滅する。相の開始及び遺留分を侵害する贈与又は遺贈があったことを知っ第千四十八条 遺留分侵害額の請求権は、遺留分権利者が、相続

(遺留分の放棄)

(乳心)

合について準用する。

(遺留分権利者に対する価額による弁償)

- 還の義務を免れることができる。 いて、贈与又は遺贈の目的の価額を遺留分権利者に弁償して返第千四十一条 受贈者及び受遺者は、減殺を受けるべき限度にお

(減殺請求権の期間の制限)

ら十年を経過したときも、同様とする。間行使しないときは、時効によって消滅する。相続開始の時か及び減殺すべき贈与又は遺贈があったことを知った時から一年第千四十二条 減殺の請求権は、遺留分権利者が、相続の開始

(遺留分の放棄)

<u> 継十 日 十 川 休</u> (回 上)

(代製相読及び相続分の規定の準用)

いて準用する。 九百一条、第九百三条並びに第九百四条の規定は、遺留分につ第千四十四条 第八百八十七条第二項及び第三項、第九百条、第

第九章 特別の寄与

) の支払を請求することができる。 応じた額の金銭 (以下この条において「特別寄与料」という。 う。) は、相続の開始後、相続人に対し、特別寄与者の寄与に 権を失った者を除く。以下この条において「特別寄与者」とい及び第八百九十一条の規定に該当し又は廃除によってその相続 別の寄与をした被相続人の親族(相続人、相続の放棄をした者 供をしたことにより被相続人の財産の維持又は増加について特 第千五十条 被相続人に対して無償で療養看護その他の労務の提

- 年を径過したときは、この限りでない。 知った時から六箇月を経過したとき、又は相続開始の時から一ことができる。ただし、特別寄与者が相続の開始及び相続人を別寄与者は、家庭裁判所に対して協議に代わる処分を請求する議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、特別可の規定による特別寄与料の支払について、当事者間に協
- <u>の額を定める。</u> 程度、相続財産の額その他一切の事情を考慮して、特別寄与科 図 前項本文の場合には、家庭裁判所は、寄与の時期、方法及び
- 財産の価額から遺贈の価額を控除した残額を超えることができ

 は、

 特別寄与料の額は、

 被相続人が相続開始の時において有した

(海設)

の相続分を乗じた額を負担する。 第九百条から第九百二条までの規定により算定した当該相続人 □ 相続人が数人ある場合には、各相続人は、特別寄与料の額に

45°

二 民法 (第二条関係)

| 権 | ш | | | |
|--|-------------------------------------|--|--|--|
| | 三 校 | | | |
| 無用隱 (智) | 無旧儒 (厄山) | | | |
| 無力劑 (磊) | 終力劑 (區刊) | | | |
| 第五節 遺言の撤回及び取消し (第千二十二条— <u>第千二十</u> | 第五節 遺言の撤回及び取消し (第千二十二条— <u>第千四十</u> | | | |
| <u> </u> | ↑≪) | | | |
| 第八章 配偶者の居住の権利 | (| | | |
| 第一節 配偶者居住権(第千二十八条—第千三十六条) | | | | |
| 第二節 配偶者短期居住権(第千三十七条—第千四十一条 | | | | |
|) | | | | |
| 第九章 遺留分(第千四十二条—第千四十九条) | 第八章 遺留分(第千四十二条—第千四十九条) | | | |
| 第十章 特別の寄与 (第十五十条) | 第九章 特別の寄与(第千五十条) | | | |
| | | | | |
| 無力劑 (器) | 新力 神 (區 子) | | | |
| | | | | |
| (三の) | 第千二十八条から第千四十一条まで 削除 | | | |
| | | | | |
| 第八章 配偶者の居住の権利 | (| | | |
| 第一節 配偶者居住権 | | | | |
| (配 便 者 臣 但 權) | | | | |

- 外の者と共有していた場合にあっては、この限りでない。する。ただし、被相続人が相続開始の時に居住建物を配偶者以権利(以下この章において「配偶者居住権」という。)を取得住建物」という。)の全部について無償で使用及び収益をするするときは、その居住していた建物(以下この節において「居の時に居住していた場合において、次の各号のいずれかに該当偶者」という。)は、被相続人の財産に属した建物に相続開始第千二十八条 被相続人の配偶者(以下この章において単に「配
 - とき。| 遺産の分割によって配偶者居住権を取得するものとされた
- <u>二 配偶者居住権が遺贈の目的とされたとき。</u>
- 消滅しない。
 も、他の者がその共有持分を有するときは、配偶者居住権は、
 3 居住建物が配偶者の財産に属することとなった場合であって
- 用する。 | 第九百三条第四項の規定は、配偶者居住権の遺贈について準

(審判による配偶者居住権の取得)

- <u>ことができる。</u> げる場合に限り、配偶者が配偶者居住権を取得する旨を定める第千二十九条 遺産の分割の請求を受けた家庭裁判所は、次に掲

いて合意が成立しているとき。

申に必要があると認めるとき(前号に掲げる場合を除く。)利益の程度を考慮してもなお配偶者の生活を維持するためにる旨を申し出た場合において、居住建物の所有者の受ける下口 配偶者が家庭裁判所に対して配偶者居住権の取得を希望す

(配偶者居住権の存続期間)

めをしたときは、その定めるところによる。 るとき、又は家庭裁判所が遺産の分割の審判において別段の定る。ただし、遺産の分割の協議若しくは遺言に別段の定めがあ第十三十条 配偶者居住権の存続期間は、配偶者の終身の間とす

(配偶者居住権の登記等)

- 偶者居住権の設定の登記を備えさせる義務を負う。得した配偶者に限る。以下この節において同じ。)に対し、配第千三十一条 居住建物の所有者は、配偶者(配偶者居住権を取
- | する。| | の規定は配偶者居住権の設定の登記を備えた場合について準用。| | 第六百五条の規定は配偶者居住権について、第六百五条の四

(配偶者による使用及び収益)

第千三十二条 配偶者は、従前の用法に従い、善良な管理者の注

を居住の用に供することを妨げない。 ただし、従前居住の用に供していなかった部分について、これ意をもって、居住建物の使用及び収益をしなければならない。

- <u>る</u>配偶者居住権は、譲渡することができない。
- は収益をさせることができない。 の改築若しくは増築をし、又は第三者に居住建物の使用若しく 同間者は、居住建物の所有者の承諾を得なければ、居住建物
- とができる。 配偶者に対する意思表示によって配偶者居住権を消滅させるこの期間内に是正がされないときは、居住建物の所有者は、当該住建物の所有者が相当の期間を定めてその是正の催告をし、そ配偶者が第一項又は前項の規定に違反した場合において、居

(居住建物の修繕等)

- をすることができる。 第千三十三条 配偶者は、居住建物の使用及び収益に必要な修繕
- の修繕をすることができる。 期間内に必要な修繕をしないときは、居住建物の所有者は、そり 居住建物の修繕が必要である場合において、配偶者が相当の
- 利を主張する者があるときは、配偶者は、居住建物の所有者に自らその修繕をするときを除く。)、又は居住建物について権国 居住建物が修繕を要するとき(第一項の規定により配偶者が

い。 住建物の所有者が既にこれを知っているときは、この限りでな対し、遅滞なくその旨を通知しなければならない。ただし、居

(居住建物の費用の負担)

費用について準用する。 2 第五百八十三条第二項の規定は、前項の通常の必要費以外の第千三十四条 配偶者は、居住建物の通常の必要費を負担する。

(居住建物の返還等)

| 対ることができない。| | 者居住権が消滅したことを理由としては、居住建物の返還を求について共有持分を有する場合は、居住建物の所有者は、配偶建物の返還をしなければならない。ただし、配偶者が居住建物 | 第千三十五条 | 配偶者は、配偶者居住権が消滅したときは、居住

建物の返還をする場合について準用する。 た物がある居住建物又は相続の開始後に生じた損傷がある居住定は、前項本文の規定により配偶者が相続の開始後に附属させる第五百九十九条第一項及び第二項並びに第六百二十一条の規

(使用貸借及び賃貸借の規定の準用)

第千三十六条 第五百九十七条第一項及び第三項、第六百条、第

ついて準用する。大百十三条並びに第六百十六条の二の規定は、配偶者居住権に

第二階 配偶者短期臣任権

(配偶者短期居住権)

第千三十七条 配偶者は、被相続人の財産に属した建物に相続開 始の時に無償で居住していた場合には、吹の各号に掲げる文分 に応じてそれぞれ当該各号に定める日までの間、その居住して いた建物(以下この節において「居住建物」という。)の所有 権を相続又は遺贈により取得した者(以下この節において「居 住建物取得者」という。)に対し、居住建物について無償で使 用する権利(居住建物の一部のみを無償で使用していた場合に あっては、その部分について無償で使用する権利。以下この節 において「配偶者屈期居住権」という。)を有する。ただし、 配偶者が、相続開始の時において居住建物に係る配偶者居住権 を取得したとき、又は第八百九十一条の規定に該当し若しくは **発徐によってその相続権を失ったときは、この限りでない。** | 居住建物について配偶者を含む共同相続人間で遺産の分割 をすべき場合 遺産の分割により居住建物の帰属が確定した 日又は相続開始の時から、箇月を経過する日のいずれか遅い Ш 二 前号に掲げる場合以外の場合 第三項の申入れの日から大

箇月を経過する日

- 用を妨げてはならない。
 する居住建物の譲渡その他の方法により配偶者の居住建物の使う。前項本文の場合においては、居住建物取得者は、第三者に対
- いつでも配偶者短期居住権の消滅の申入れをすることができる○ 居住建物取得者は、第一項第一号に掲げる場合を除くほか、

(配偶者による使用)

- 管理者の注意をもって、居住建物の使用をしなければならない。以下この節において同じ。)は、従前の用法に従い、善良な第千三十八条配偶者の期居住権を有する配偶者に限る

(配偶者居住権の取得による配偶者短期居住権の消滅)

ときは、配偶者短期居住権は、消滅する。 第千三十九条 配偶者が居住建物に係る配偶者居住権を取得した (居住建物の返還等)

由としては、居住建物の返還を求めることができない。
は、居住建物取得者は、配偶者短期居住権が消滅したことを理い。ただし、配偶者が居住建物について共有持分を有する場合居住権が消滅したときは、居住建物の返還をしなければならな第千四十条 配偶者は、前条に規定する場合を除き、配偶者短期

建物の返還をする場合について準用する。 た物がある居住建物又は相続の開始後に生じた損傷がある居住定は、前項本文の規定により配偶者が相続の開始後に附属させる第五百九十九条第一項及び第二項並びに第六百二十一条の規

(使用貸借等の規定の準用)

規定は、配偶者短期居住権について準用する。 の二、第千三十二条第二項、第千三十三条及び第千三十四条の第千四十一条 第五百九十七条第三項、第六百条、第六百十六条

第九章 (略)

第八章 (同上)

第九章 (同上)

三 家事事件手続法(平成二十三年法律第五十二号)

| 操 | ш | | | |
|---------------------------------------|---------------------------------------|--|--|--|
| 目次 | 皿次 | | | |
| 無川鷹 (盤) | 紙川鷹 (叵刊) | | | |
| 無川神 (智) | 無川神 (匠土) | | | |
| 第十八節 遺留分に関する審判事件(第二百十六条) | 第十八節 遺留分に関する審判事件(第二百十六条) | | | |
| 第十八節の二 特別の寄与に関する審判事件(第二百十六 | (| | | |
| 条の二―第二百十六条の五) | | | | |
| | | | | |
| (相続に関する審判事件の管轄権) | (相続に関する審判事件の管轄権) | | | |
| 第三条の十一 裁判所は、相続に関する審判事件(別表第一の八 | 第三条の十一 裁判所は、相続に関する審判事件(別表第一の八 | | | |
| 十六の項から百十の項まで及び百三十三の項並びに別表第二の | 十六の頃から百十の項まで及び百三十三の項並びに別表第二の | | | |
| 十一の項から <u>十五の項</u> までの事項についての審判事件をいう。 | 十一の頃から <u>十四の頃</u> までの事項についての審判事件をいう。 | | | |
|) について、相続開始の時における被相続人の住所が日本国内 |)について、相続開始の時における被相続人の住所が日本国内 | | | |
| にあるとき、住所がない場合又は住所が知れない場合には相続 | にあるとき、住所がない場合又は住所が知れない場合には相続 | | | |
| 開始の時における被相続人の居所が日本国内にあるとき、居所 | 開始の時における被相続人の居所が日本国内にあるとき、居所 | | | |
| がない場合又は居所が知れない場合には被相続人が相続開始の | がない場合又は居所が知れない場合には被相続人が相続開始の | | | |
| 前に日本国内に住所を有していたとき(日本国内に最後に住所 | 前に日本国内に住所を有していたとき(日本国内に最後に住所 | | | |
| を有していた後に外国に住所を有していたときを除く。) は、 | を有していた後に外国に住所を有していたときを除く。) は、 | | | |
| 管轄権を有する。 | 管轄権を有する。 | | | |
| ひ・の (智) | ∞・m (匠斗) | | | |

+四及び第二百十六条の二において同じ。)の申立てをするこ (同表の十五の項の事項についての審判事件をいう。第三条の一項において同じ。)及び特別の寄与に関する処分の審判事件についての審判事件についての審判事件という。第三条の上四及び第百九十一条第関する審判事件(別表第二の十二の項から十四の項までの事項は、当事者は、合意により、いずれの国の裁判所に遺産の分割に

다 (容)

(特別の事情による申立ての却下)

は、その申立ての全部又は一部を却下することができる。の間の衡平を害することとなる特別の事情があると認めるとき実現を妨げ、又は相手方がある事件について申立人と相手方と本の裁判所が審理及び裁判をすることが適正かつ迅速な審理の所在地、未成年者である子の利益その他の事情を考慮して、日事条の性質、申立人以外の事件の関係人の負担の程度、証拠の旨の合意に基づき申立てがされた場合を除く。)においても、産の分割に関する審判事件又は特別の寄与に関する処分の審判件について日本の裁判所が管轄権を有することとなる場合(遺集三条の十四、裁判所は、第三条の二から前条までに規定する事

定めることができる。 一項において同じ。)の申立てをすることができるかについてについての審判事件をいう。第三条の十四及び第百九十一条第関する審判事件(別表第二の十二の項から十四の項までの事項4 当事者は、合意により、いずれの国の裁判所に遺産の分割に

다 (恒山)

(特別の事情による申立ての却下)

はいると記めるときは、その申立ての全部又は一部を却下す情があると認めるときは、その申立ての全部又は一部を却下すいて申立人と相手方との間の衡平を害することとなる特別の事適正かつ迅速な審理の実現を妨げ、又は相手方がある事件につの負担の程度、証拠の所在地、未成年者である子の利益その他除く。)においても、事案の性質、申立人以外の事件の関係人てをすることができる旨の合意に基づき申立てがされた場合を産の分割に関する審判事件について、日本の裁判所にのみ申立件について日本の裁判所が管轄権を有することとなる場合(遺第三条の十四 裁判所は、第三条の二から前条までに規定する事

(遺産の分割の審判事件を本案とする保全処分)

産の管理に関する事項を指示することができる。での間、財産の管理者を選任し、又は事件の関係人に対し、財ないで、遺産の分割の申立てについての審判が効力を生ずるま必要があるときは、申立てにより又は職権で、担保を立てさせ判又は調停の申立てがあった場合において、財産の管理のため裁判所。次項及び第三項において同じ。)は、遺産の分割の審第二百条 家庭裁判所(第百五条第二項の場合にあっては、高等

23 (器)

相続人の利益を害するときは、この限りでない。

翻をその者に仮に取得させることができる。ただし、他の共同の申立てにより、遺産に属する特定の預貯金債権の全部又は一をした者又は相手方が行使する必要があると認めるときは、そ預貯金債権をいう。以下この項において同じ。)を当該申立て属する預貯金債権(民法第四百六十六条の五第一項に規定する債務の弁済、相続人の生活費の支弁その他の事情により遺産に調ける間間は、計項に規定するもののほか、家庭裁判所は、遺産の分割の審

4 (器)

第二百十五条 家庭裁判所(第百五条第二項の場合にあっては、(遺言執行者の解任の審判事件を本案とする保全処分)

(遺産の分割の審判事件を本案とする保全処分)

関する事項を指示することができる。産の管理者を選任し、又は事件の関係人に対し、財産の管理に産の分割の申立てについての審判が効力を生ずるまでの間、財ときは、申立てにより又は職権で、担保を立てさせないで、遺の申立てがあった場合において、財産の管理のため必要がある裁判所。汝項において同じ。)は、遺産の分割の審判又は調停第二百条 家庭裁判所(第百五条第二項の場合にあっては、高等

2 ([표 긔)

(整設)

<u>ਲ</u> ([교긔)

第二百十五条 家庭裁判所(第百五条第二項の場合にあっては、(遺言執行者の解任の審判事件を本案とする保全処分)

を選任することができる。の間、遺言執行者の職務の執行を停止し、又はその職務代行者遺言執行者の解任の申立てについての審判が効力を生ずるまでため必要があるときは、当該申立てをした者の申立てにより、者の解任の申立てがあった場合において、遺言の内容の実現の高等裁判所。第三項及び第四項において同じ。)は、遺言執行

20~4 (器)

第十八評 (略)

る地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。第二百十六条 次の各号に掲げる審判事件は、当該各号に定め

ての審判事件をいう。) 相続が開始した地鑑定人の選任の審判事件 (別表第一の百九の項の事項につい」 遺留分を算定するための財産の価額を定める場合における

11 (盤)

23 (器)

第十八節の二 特別の寄与に関する審判事件

(畑畑)

が開始した地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。」第二百十六条の二 特別の寄与に関する処分の審判事件は、相続

任することができる。、遺言執行者の職務の執行を停止し、又はその職務代行者を選執行者の解任の申立てについての審判が効力を生ずるまでの間必要があるときは、当該申立てをした者の申立てにより、遺言者の解任の申立てがあった場合において、相続人の利益のため高等裁判所。第三項及び第四項において同じ。)は、遺言執行

公~4 (區刊)

第十八語 (同上)

る地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。第二百十六条 次の各号に掲げる審判事件は、当該各号に定め

相続が開始した地 (別表第一の百九の項の事項についての審判事件をいう。)一 遺留分を算定する場合における鑑定人の選任の審判事件

11 (恒山)

♡ (區山)

(怨下倍化)

第二百十六条の三 家庭裁判所は、特別の寄与に関する処分の審 判において、当事者に対し、金銭の支払を命ずることができる

(即排抗告)

第二百十六条の四 次の各号に掲げる審判に対しては、当該各号 に定める者は、即時抗告をすることができる。

| 特別の寄与に関する処分の審判 申立人及び相手方

<u>」 特別の寄与に関する処分の申立てを却下する審判 申立人</u>

(特別の寄与に関する審判事件を本案とする保全処分)

第二百十六条の五 家庭裁判所 (第百五条第二頃の場合にあっては 調停の申立てがあった場合において、強制執行を保全し、又は申 立人の急迫の危険を妨止するため必要があるときは、当該申立て をした者の申立てにより、特別の寄与に関する処分の審判を本案 とする仮差押え、仮処分その他の必要な保全処分を命ずることが できる。

寒二百三十三条 請求すべき扱分割合に関する処分の審判事件(┃寒二百三十三条 請求すべき扱分割合に関する処分の審判事件(

33

る。申立人又は相手方の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属す

ひ・の (器)

人)の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。者(数人に対する申立てに係るものにあっては、そのうちの一の十七の項の事項についての審判事件をいう。)は、扶養義務との負担すべき費用額の確定の審判事件(<u>別表第二</u>

8~9 (格)

別表第一(略)

| 鬥 | 神 | 根拠となる法律の規定 | | |
|------------|--------|-------------|--|--|
| | (智) | | | |
| 油 式 | 遺留分を算定 | 民法第千四十三条第二項 | | |
| | するための財 | | | |
| | 産の価額を定 | | | |
| | める場合にお | | | |
| | ける鑑定人の | | | |
| | 選任 | | | |
| 恒十 | 遺留分の放棄 | 民法第千四十九条第一項 | | |

る。申立人又は相手方の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属す

ひ・の (恒山)

第二百四十条 (同上)

人)の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。者(数人に対する申立てに係るものにあっては、そのうちの一の十六の頃の事頃についての審判事件をいう。)は、扶養義務ろり、扶養義務者の負担すべき費用額の確定の審判事件(別表第二

8~6 (国土)

別表第一 (同上)

| 鬥 | 事 哲 | 根拠となる法律の規定 | | |
|----|------------|-------------|--|--|
| | (區半) | | | |
| 百九 | 遺留分を算定 | 民法第千二十九条第二項 | | |
| | する場合にお | | | |
| | ける鑑定人の | | | |
| | 選任 | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 畑十 | 遺留分の放棄 | 民法第千四十三条第一項 | | |

| \leq | ۲ |
|--------|---|
| |) |

| | | についての評 | | | | にしいての評 | |
|---|---------------------------|--------|-------------|-------|----------------|--------|------------|
| | | 回 | | | | 宣 | |
| | | | (智) | | | (| 匝山) |
| | | | | | | | |
| 別 | | | 別表第二 (同上) | | | | |
| | 重 | 車項 | 根拠となる法律の規定 | | 鬥 | 車項 | 根拠となる法律の規定 |
| | (盤) | | | (區斗) | | | |
| | 遺産の分割 | | | 遺産の分割 | 遺産の分割 | | |
| | (と) | (盤) | (隺) | | (區山) | (區刊) | (區斗) |
| | 特別の寄与 | | | | (| | |
| | 十用 | 特別の寄与に | 民法第十五十条第二項 | | (| (| (|
| | | 関する処分 | | | | | |
| | 厚生年金保 | 険法 | | | 厚生年金保 | 険法 | |
| | + 1 | (盤) | () () () | | 十月 | (區出) | (匣斗) |
| | 生活保護法等 | | 生活保護法等 | | | | |
| | ++ | (盤) | (隺) | | + { | (區出) | (匣斗) |
| | | | | 1 | | | |
| | | | | | | | |

Ш (差押え等に係る自己の物に関する特例) (差押え等に除る自己の物に関する特例) 第百十五条 第百九条第一項及び第百十条第一項に規定する物が 第百十五条 第百九条第一項及び第百十条第一項に規定する物が 自己の所有に係るものであっても、差押えを受け、物権を負担 自己の所有に係るものであっても、差押えを受け、物権を負担 し、賃貸し、配偶者居住権が設定され、又は保険に付したもの し、賃貸し、又は保険に付したものである場合において、これ である場合において、これを廃損したときは、他人の物を焼損 を焼損したときは、他人の物を焼損した者の例による。 した者の例による。 (非現住建造物等浸害) (非現住建造物等浸害) 継石二十条 (器) 解 口 一 十 条 (同 上) 2 浸害した物が自己の所有に係るときは、その物が差押えを受 2 浸害した物が自己の所有に係るときは、その物が差押えを受 け、物権を負担し、賃貸し、配偶者居住権が設定され、又は保 け、物権を負担し、賃貸し、又は保険に付したものである場合 険に付したものである場合に限り、前頃の例による。 に限り、前頃の例による。 (自己の物の損壊挙) (自己の物の損験等) 第二百六十二条 自己の物であっても、差押えを受け、物権を負 第二百六十二条 自己の物であっても、差押えを受け、物権を負 担し、賃貸し、又は配偶者居住権が設定されたものを損壊し、 担し、文は賃貸したものを損壊し、又は傷害したときは、前三 又は傷害したときは、前三条の例による。 条の図による。

五 抵当証券法 (昭和六年法律第十五号)

トヲ要ス第四条 申請書ニハ左ノ事項ヲ記載シ申請人之ニ記名捺印スルコ

一~< (路)

十・十一 (略) 記アルトキハ其ノ権利者ノ氏名及住所並ニ登記ノ年月日九 地上権、永小作権、地役権<u>、賃借権又ハ配偶者居仕権</u>ノ登

抄本」ト、同法第百二十一条第二項及第三項中「登記簿の附属項中「登記事項証明書」トアルハ「抵当証券の控えの謄本又は「登記事項証明書」という。)」トアリ並ニ同条第三項及第四録に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面(以下トアルハ「正当な理由」ト、同法第百十九条第一項中「登記記年法条」其十二条第一項中「前条」トアルハ「抵当証券法(昭和六五十八条ノ規定へ抵当証券ニ付之フ準用ス此ノ場合ニ於テハ同四項、第百二十一条第二項及第三項、第百五十二条、第百五十四条、第百十九条第一項、第三項及第8月十二条、第二十四条、第二十三条第一項、第三項及第

トヲ要ス 第四条 申請書ニハ左ノ事項ヲ記載シ申請人之ニ記名捺印スルコ

Ш

1~< (巨山)

ノ権利者ノ氏名及住所並ニ登記ノ年月日九 地上権、永小作権、地役権<u>又八賃借権</u>ノ登記アルトキハ其

十・十1 (區刊)

抄本一ト、同法第百二十一条第二項及第三項中「登記簿の附属項中「登記事項証明書」トアルハ「抵当証券の控えの謄本又は「登記事項証明書」という。)」トアリ並ニ同条第三項及第四録に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面(以下トアルハ「正当な理由」ト、同法第百十九条第一項中「登記記年法条」其十二条第一項中「前条」トアルハ「抵当証券法(昭和六五十八条/規定へ抵当証券ニ付之ヲ準用ス此ノ場合ニ於テハ同四項、第百二十一条第二項及第三項、第百五十三条、第百五十四条、第百十九条第一項、第三項及第四項、第二十四条、第百十九条第一項、第三項及第

モノトス等」トアルハ「抵当証券の控え及びその附属書類」ト読替フル書類」トアリ並ニ同法第百五十三条及第百五十五条中「登記簿

モノトス等」トアルハ「抵当証券の控え及びその附属書類」ト読替フル書類」トアリ並ニ同法第百五十三条及第百五十五条中「登記簿

大 農業協同組合法 (昭和二十二年法律第百三十二号)

Ш 第十一条の四十七 第十条第三項の信託の引受けの事業を行う農 第十一条の四十七 第十条第三項の信託の引受けの事業を行う農 業協同組合への信託には、信託法第三条(第三号に係る部分に 業協同組合への信託には、信託法第三条(第三号に係る部分に 限る。)、第四条第三項、第六条、第二十三条第二項から第四 限る。)、第四条第三項、第六条、第二十三条第二項から第四 頃まで、第二十八条、第三十五条、第五十五条、第七十九条か 頃まで、第二十八条、第三十五条、第五十五条、第七十九条か ら第八十九条まで、第九十三条、第九十五条、第九十六条から ら第八十九条まで、第九十三条から第九十八条まで、第百三条 第九十八条まで、第百三条、第百四条、第百四十六条、第八章 、第百四条、第百四十六条、第八章、第十章、第十一章、第二 、第十章、第十一章、第二百六十七条から第二百六十九条まで 百六十七条から第二百六十九条まで並びに第二百七十条第二頃 並びに第二百七十条第二項及び第四項の規定は、適用しない。 及び第四項の規定は、適用しない。

七 農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)

| 操 | 単 |
|--------------------------------|-------------------------------|
| 第二十九条 信託法第三条 (第二号及び第三号に係る部分に限る | 第二十九条 信託法第三条(第二号及び第三号に係る部分に限る |
| 。)、第四条第二項及び第三項、第五条、第六条、第二十三条 | 。)、第四条第二項及び第三項、第五条、第六条、第二十三条 |
| 第二項から第四項まで、第五十五条、第七十九条から第九十一 | 第二項から第四項まで、第五十五条、第七十九条から第九十一 |
| 条まで、第九十三条、第九十五条、第九十六条から第九十八条 | 条まで、第九十三条から第九十八条まで、第百三条、第百四条 |
| まで、第百三条、第百四条、第百二十三条から第百三十条まで | 、第百二十三条から第百三十条まで、第百四十六条から第百四 |
| 、第百四十六条から第百四十八条まで、第八章、第十章、第十 | 十八条まで、第八章、第十章、第十一章、第二百六十七条から |
| 一章、第二百六十七条から第二百六十九条まで並びに第二百七 | 第二百六十九条まで並びに第二百七十条第二項及び第四項の規 |
| 十条第二項及び第四項の規定は、信託法人への信託については | 定は、信託法人への信託については、適用しない。 |
| 、滷用しない。 | |
| | |

人 公共用地の取得に関する特別措置法(昭和三十六年法律第百五十号)

| 整 | ш |
|-------------------------------|-------------------------------|
| (建物による補償) | (建物による補償) |
| 無川十二条 (器) | 第三十八条 (同上) |
| 2 特定公共事業の用に供する土地にある建物の賃借人(一時使 | 2 特定公共事業の用に供する土地にある建物の賃借人(一時使 |
| 用のため建物を賃借りした者を除く。)又は配偶者居住権を有 | 用のため建物を賃借りした者を除く。)は、その建物が収用さ |
| する者は、その建物が収用されるときは、その建物の賃借権又 | れるときは、その建物の賃借権に対する補償金の全部又は一部 |
| は配偶者居住権に対する補償金の全部又は一部に代えて建物の | に代えて建物の賃借権をもつて、損失を補償することを収用委 |
| 賃借権をもつて、損失を補償することを収用委員会に要求する | 員会に要求することができる。 |
| ことができる。 | |
| の (智) | の (恒斗) |
| | |

九 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)

権に対応して、施設建築物の一部について賃借権を与えられ

ることとなるものの氏名又は名称及び住所

| 操 | 巴 |
|-------------------------------|---|
| (| (|
| 第二条 この法律において、汝の各号に掲げる用語の意義は、そ | 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、そ |
| れぞれ当該各号に定めるところによる。 | れぞれ当該各号に定めるところによる。 |
| (2) | 1~十11 (區刊) |
| 十三 借家権 建物の賃借権 (一時使用のため設定されたこと | 十三 借家権 建物の賃借権をいう。 ただし、一時使用のため |
| が明らかなものを除く。以下同じ。)及び配偶者居住権をい | 設定されたことが明らかなものを除く。 |
| <i>v</i> C₀ | |
| | |
| (権利変換計画の内容) | (権利変換計画の内容) |
| 第七十三条 権利変換計画においては、国土交通省令で定めると | 第七十三条 権利変換計画においては、国土交通省令で定めると |
| ころにより、次に掲げる事項を定めなければならない。 | ころにより、次に掲げる事項を定めなければならない。 |
| 1~十1 (盌) | 1~十1 (匠屮) |
| 十二 施行地区内の土地(指定宅地を除く。)に存する建築物 | 十二 施行地区内の土地(指定宅地を除く。)に存する建築物 |
| について賃借権を有する者(その者が更に貸借権を設定して | について <u>借家権</u> を有する者(その者が更に <u>借家権</u> を設定して |
| いるときは、その貸借権の設定を受けた者) 又は施行地区内 | いるときは、その <mark>借家権</mark> の設定を受けた者)で、当該 <u>権利</u> に |
| の土地(指定宅地を除く。)に存する建築物について配偶者 | 対応して、施設建築物の一部について <u>借家権</u> を与えられるこ |
| 居住権を有する者から賃借権の設定を受けた者で、当該賃借 | ととなるものの氏名又は名称及び住所 |
| | |

築物の一部十三 前号に掲げる者に賃借権が与えられることとなる施設建

るものの氏名及び住所並びにその配偶者居住権の存続期間設建築物の一部について配偶者居住権を与えられることとなている場合を除く。)で、当該配偶者居住権に対応して、施について配偶者居住権を有する者(その者が賃借権を設定し十四 施行地区内の土地(指定宅地を除く。)に存する建築物

施設建築物の一部 十五 前号に掲げる者に配偶者居住権が与えられることとなる

<u> 十</u>代~<u> 川 十 村</u> (容)

○○4 (隔)

継カナカ (と)

○○4 (隔)

ら賃借権の設定を受けている者に対しては、第一項の規定による除く。)に存する建築物について配偶者居住権を有する者かの賃借権の設定を受けた者) 又は施行地区内の土地(指定宅地受けている者(その者が更に貸借権を設定しているときは、そき建築物を所有する者から当該建築物について貸借権の設定をを除き、施行地区内の土地(指定宅地を除く。)に権原に基づら権利変換計画においては、第七十一条第三項の申出をした者

築物の一部 十三 前号に掲げる者に<u>借家権</u>が与えられることとなる施設建

(整設)

<u>+国∽∏+Ⅲ (區</u>4)

公~4 (區刊)

(施設建築物の一部等)

継七十九条 (回山)

公 ~ 4 (匝 一)

について、借家権が与えられるように定めなければならない。当該建築物の所有者に与えられることとなる施設建築物の一部の借家権の設定を受けた者)に対しては、第一項の規定により受けている者(その者が更に借家権を設定しているときは、そき建築物を所有する者から当該建築物について借家権の設定をを除き、施行地区内の土地(指定宅地を除く。)に権原に基づら権利変換計画においては、第七十一条第三項の申出をした者

ればならない。 設建築物の一部について、<u>賃借権</u>が与えられるように定めなけしたときは、前項の規定により施行者に帰属することとなる施ならない。ただし、当該建築物の所有者が同条第一項の申出を築物の一部について、<u>賃借権</u>が与えられるように定めなければり<u>それぞれ</u>当該建築物の所有者に与えられることとなる施設建

一部について、 情家権が与えられるように定めなければならな 、前項の規定により施行者に帰属することとなる施設建築物の ただし、当該建築物の所有者が同条第一項の申出をしたときは

(海設)

(宅地等の価額の算定基準)

権利の取引価格等を考慮して定める相当の価額とする。又は近傍類似の土地若しくは近傍同種の建築物に関する同種の期間を経過した日における近傍類似の土地、近傍同種の建築物いて読み替えて適用する場合を含む。)の規定による三十日の九号の価額は、第七十一条第一項又は第四項(同条第五項にお第八十条 第七十三条第一項第三号、第八号、第十八号又は第十

23 (器)

算定基準) (施設建築敷地及び個別利用区内の宅地等の価額等の概算額の

当の価額を基準として定めなければならない。の建築物に関する同種の権利の取引価格等を考慮して定める相上地、近傍同種の建築物又は近傍類似の土地若しくは近傍同種一項に規定する三十日の期間を経過した日における近傍類似のころにより、第一種市街地再開発事業に要する費用及び前条第、第九号、第十六号又は第十七号の概算額は、政令で定めると第八十一条 権利変換計画においては、第七十三条第一項第四号

(価額についての裁決申請等)

第八十五条 第七十三条第一項第三号、第八号、第十八号又は第

(宅地等の価額の算定基準)

権利の取引価格等を考慮して定める相当の価額とする。又は近傍類似の土地若しくは近傍同種の建築物に関する同種の期間を経過した日における近傍類似の土地、近傍同種の建築物いて読み替えて適用する場合を含む。)の規定による三十日の七号の価額は、第七十一条第一項又は第四項(同条第五項にお第八十条 第七十三条第一項第三号、第八号、第十六号又は第十

2 (巨山)

算定基準)(施設建築敷地及び個別利用区内の宅地等の価額等の概算額の

当の価額を基準として定めなければならない。の建築物に関する同種の権利の取引価格等を考慮して定める相上地、近傍同種の建築物又は近傍類似の土地若しくは近傍同種一項に規定する三十日の期間を経過した日における近傍類似のころにより、第一種市街地再開発事業に要する費用及び前条第、第九号、第十四号又は第十五号の概算額は、政令で定めると第八十一条 権利変換計画においては、第七十三条第一項第四号

(価額についての裁決申請等)

第八十五条 第七十三条第一項第三号、第八号、第十六号又は第

決を申請することができる。けた日から起算して三十日以内に、収用委員会にその価額の裁項の意見書を採択しない旨の通知を受けた者は、その通知を受けた者は、その通知を受工力号の価額について第八十三条第三項の規定により同条第二

○○4 (添)

(借家条件の協議及び裁定)

ない。 れた者は、家賃その他の借家条件について協議しなければなら七条第五項本文の規定により<u>賃借権</u>が与えられるように定めらるように定められた者と当該施設建築物の一部について第七十第百二条 権利変換計画において施設建築物の一部等が与えられ

を準用する。ができる。この場合においては、第七十九条第二項後段の規定発審査会の議決を経て、次に掲げる事項について裁定すること申立てにより、審査委員の過半数の同意を得、又は市街地再開協議が成立しないときは、施行者は、当事者の一方又は双方の20 第百条第二項の規定による公告の日までに前項の規定による

|・1| (盤)

る~ て (略)

三 敷金又は賃借権の設定の対価を支払うべきときは、その額

決を申請することができる。けた日から起算して三十日以内に、収用委員会にその価額の裁項の意見書を採択しない旨の通知を受けた者は、その通知を受けさずの価額について第八十三条第三項の規定により同条第二

公~4 (區刊)

(借家条件の協議及び裁定)

ない。 れた者は、家賃その他の借家条件について協議しなければなら七条第五項本文の規定により<u>借家権</u>が与えられるように定めらるように定められた者と当該施設建築物の一部について第七十第百二条 権利変換計画において施設建築物の一部等が与えられ

を準用する。ができる。この場合においては、第七十九条第二項後段の規定発審査会の議決を経て、次に掲げる事項について裁定すること申立てにより、審査委員の過半数の同意を得、又は市街地再開協議が成立しないときは、施行者は、当事者の一方又は双方の20 第百条第二項の規定による公告の日までに前項の規定による

| • 1| (區斗)

3~7 (同上) 三 敷金又は<u>骨家権</u>の設定の対価を支払うべきときは、その額 (施設建築物の一部等の価額等の確定)

第百三条 施行者は、第一種市街地再開発事業の工事が完了した ときは、速やかに、当該事業に要した費用の額を確定するとと もに、政令で定めるところにより、その確定した額及び第八十 条第一項に規定する三十日の期間を経過した日における近傍類 以の土地、近傍同種の建築物又は近傍類以の土地若しくは近傍 同種の連築物に関する同種の権利の取引価格等を考慮して定め る相当の価額を基準として、施設連築敷地若しくはその共有特 分、施設建築物の一部等若しくは個別利用区内の宅地若しくは その使用収益権を取得した者又は施行者の所有する施設建築物 の一部について第七十七条第五項ただし書の規定により賃借権 が与えられるように定められ、第八十八条第五頃の規定により <u>賃借権を取得した者ごとに、 施設建築敷地若しくはその共有時</u> 分、施設建築物の一部等若しくは個別利用区内の宅地若しくは その使用収益権の価額、施設建築敷地の地代の額又は施行者が 賃貸しする施設建築物の一部の家賃の額を確定し、これらの者 にその確定した額を通知しなければならない。

ひ・の (器)

(施行地区内の権利者等の全ての同意を得た場合の特別)

無 口 十 《 图)

○○4 (器)

(施設建築物の一部等の価額等の確定)

第百三条 施行者は、第一種市街地再開発事業の工事が完了した ときは、速やかに、当該事業に要した費用の額を確定するとと もに、政令で定めるところにより、その確定した額及び第八十 条第一項に規定する三十日の期間を経過した日における近傍類 以の土地、近傍同種の建築物又は近傍類以の土地若しくは近傍 同腫の連築物に関する同種の権利の取引価格等を考慮して定め る相当の価額を基準として、施設建築敷地若しくはその共有時 分、施設建築物の一部等若しくは個別利用区内の宅地若しくは その使用収益権を取得した者又は施行者の所有する施設建築物 の一部について第七十七条第五項ただし書の規定により<u>間家権</u> が与えられるように定められ、第八十八条第五頃の規定により **- 借家権を取得した者ごとに、施設建築敷地若しくはその共有時** 分、施設建築物の一部等若しくは個別利用区内の宅地若しくは その使用収益権の価額、施設建築敷地の地代の額又は施行者が 賃貸しする施設建築物の一部の家賃の額を確定し、これらの者 にその確定した顔を通知しなければならない。

ひ・の (恒山)

(施行地区内の権利者等の全ての同意を得た場合の特則)

第 日 十 条 (同 上)

27~4 (區刊)

(器)

| 第四十条第一点、 | 施設建築物の一部 | 施設建築敷地又は施 |
|--------------|----------|-----------|
| <u> </u> | 掛 | 設建築物に関する権 |
| 第二十号及び第二 | | 玉 |
| 十1 啦 | | |
| (盤) | (と) | (盤) |
| 第七十三条第一項 | 施設建築敷地若し | 施設建築敷地又は施 |
| 第十九号 | くはその共有持分 | 設建築物に関する権 |
| | 、施設建築物の一 | 至 |
| | 部等又は施設建築 | |
| | 物の一部について | |
| | の借家権 | |
| 第七十三条第一屆 | 施設建築敷地又は | 施設建築敷地及び施 |
| <u>継川十川中</u> | その共有持分、施 | 設建築物に関する権 |
| | 設建築物の一部等 | 利並がに |
| | 及び | |
| 第七十三条第一屆 | か の 色 | 前各号に掲げるもの |
| 無二十月中 | | のほか、権利変換の |
| | | 内容その他 |
| (盤) | (盤) | (盤) |

다 (트귀)

| 第四十条第一 頃、 | 施設建築物の一部 | 施設建築敷地又は施 |
|----------------|----------|--------------|
| 第七十三条第一面 | 鎌 | 設建築物に関する権 |
| 第十八号及び第十 | | \ |
| 江 市 | | |
| (匣斗) | (區긔) | (巨山) |
| 第七十三条第一面 | 施設建築敷地若し | 施設建築敷地又は施 |
| 無十九 | くはその共有持分 | 設建築物に関する権 |
| | 、施設建築物の一 | 至 |
| | 部等又は施設建築 | |
| | 物の一部について | |
| | の借家権 | |
| 第七十三条第一項 | 施設建築敷地又は | 施設建築敷地及び施 |
| 無二十中 | その共有持分、施 | 設建築物に関する権 |
| | 設建築物の一部等 | 利並びに |
| | 及び | |
| 第七十三条第一屆 | その街 | 前各号に掲げるもの |
| <u>無11十11中</u> | | のほか、権利変換の |
| | | 内容その他 |
| (區刊) | (區刊) | (區刊) |

特則) (指定宅地の権利者以外の権利者等の全ての同意を得た場合の

第百十条の二 (略)

ひ~で (器)

の (盤)

| 第四十条第一 | 施設建築物の一部等 | 施設建築敷地又は |
|----------------|-------------|----------|
| 展、 第七十三 | | 施設建築物に関す |
| 然第一屆第 二 | | る権利 |
| 十号及び第二 | | |
| 十一中、無旧 | | |
| 三条の見出し | | |
| (盤) | (盤) | (雀) |
| 第七十二条第 | 施設建築敷地若しくは | 施設建築敷地又は |
| 一項第十九号 | その共有持分、施設建 | 施設建築物に関す |
| 、第九十一条 | 築物の一部等又は施設 | る権利 |
| 無一項 | 建築物の一部について | |
| | の御家権 | |
| 第七十二条第 | 施設建築敷地又はその | 施設建築敷地及び |
| | 共有持分、施設建築物 | 施設建築物に関す |
| 並 | の一部等及び | る権利並びに |
| 第七十三条第 | か の名 | 前各号に掲げるも |

特則) (指定宅地の権利者以外の権利者等の全ての同意を得た場合の

第百十条の二 (同上)

ひ~で (匣土)

の (恒刊)

| \ <u> </u> | | |
|----------------------|---------------|----------|
| 第四十条第 | 一施設建築物の一部等 | 施設建築敷地又は |
| 融、<u></u> 第七十 | 111 | 施設建築物に関す |
| 条第一屆第 | - | る権利 |
| 八号及び第 | - | |
| 九号、第百 | 11] | |
| 条の見出し | | |
| (匝긔) | (區刊) | (區刊) |
| 第七十三条 | 第 施設建築敷地若しくは | 施設建築敷地又は |
| 一屆無十七 | 号 その共有持分、施設建 | 施設建築物に関す |
| 、第七十一 | 条 築物の一部等又は施設 | る権利 |
| 無一屆 | 建築物の一部について | |
| | の借家権 | |
| 第七十三条 | 第 施設建築敷地又はその | 施設建築敷地及び |
| 一屆第二十中 | 共 有持分、 | 施設建築物に関す |
| | の一部等及び | る権利並びに |
| 雅七十川 《 | 既 かの名 | 前各号に掲げるも |
| • | • | • |

| 一屆第二十五 | | ののほか、権利変 |
|------------|--------------------|----------|
| <u>ılt</u> | | 換の内容その他 |
| (盤) | (盤) | (盤) |
| 第八十五条第 | 第七十三条第一項第三 | 第七十三条第一項 |
| | 号、第八号、 <u>第十八号</u> | 第八号 |
| | 又は第十九号 | |
| (盤) | (盤) | (盤) |
| 第百三条第一 | 施設建築敷地若しくは | 施設建築數地若し |
| 質 | その共有持分、施設建 | くは施設建築物に |
| | 築物の一部等若しくは | 関する権利又は個 |
| | 個別利用区内の宅地若 | 別利用区内の宅地 |
| | しくはその使用収益権 | 若しくはその使用 |
| | を取得した者又は施行 | 収益権を取得した |
| | 者の所有する施設建築 | ≁ |
| | を の一 部 に し い 下 継 七 | |
| | 十七条第五項ただし書 | |
| | の規定により賃借権が | |
| | 与えられるように定め | |
| | られ、第八十八条第五 | |
| | 項の規定により賃借権 | |
| | を取得した者 | |

| | | ののほか、権利変 |
|--------|--------------------|----------|
| | | 換の内容その他 |
| (區山) | (區斗) | (匠斗) |
| 第八十五条第 | 第七十三条第一項第三 | 第七十三条第一項 |
| 1 暦 | 号、第八号、 <u>第十六号</u> | 第八号 |
| | 又は第十七号 | |
| (區刊) | (區刊) | (區刊) |
| 第百三条第一 | 施設建築敷地若しくは | 施設建築敷地若し |
| 鬥 | その共有持分、施設建 | くは施設建築物に |
| | 築物の一部等若しくは | 関する権利又は個 |
| | 個別利用区内の宅地若 | 別利用区内の宅地 |
| | しくはその使用収益権 | 若しくはその使用 |
| | を取得した者又は施行 | 収益権を取得した |
| | 者の所有する施設建築 | 拖 |
| | 物の一部について第七 | |
| | 十七条第五項ただし書 | |
| | の規定により借家権が | |
| | 与えられるように定め | |
| | られ、第八十八条第五 | |
| | 項の規定により借家権 | |
| | を取得した者 | |

| | _ | |
|---|---------|--|
| | _ | |
| L | \circ | |
| | | |

| | (盤) | (智) |
|-----|-----|-----|
| (盤) | (器) | (智) |

(施設建築敷地に地上権を設定しないこととする特則)

継に十一条 (器)

| 第四十条第一 <u>至、 第七十三</u> | 施設建築物の一 | 建築施設の |
|-----------------------|---------|------------|
| 条第一項第二十号及び第二 | 超拳 | 游 农 |
| 十一号並びに第四項ただし | | |
| 書、第七十七条の見出し、 | | |
| 同条第一項、第二項前段及 | | |
| び第四項、第七十九条第三 | | |
| 項、第八十八条第三項、第 | | |
| 百二条第一項、第百三条の | | |
| 見出し、第百八条の見出し | | |
| 、同条第一屆 | | |
| (盤) | (盤) | (盤) |
| 第七十三条第一項第十九号 | 施設建築敷地若 | 建築施設の |
| 、第九十一条第一項、第百 | しくはその共有 | 部分 |
| 三条第一項、第百四条第一 | 持分、施設建築 | |
| 鬥 | 物の一部等 | |
| | | |

| | (匝山) | (區刊) |
|------|------|------|
| (匝긔) | (巨山) | (區刊) |

(施設建築敷地に地上権を設定しないこととする特則)

第百十一条 (同上)

| 第四十条第一屆、 第七十川 | 施設建築物の一 | 建築施設の |
|----------------|---------|-------|
| 条第一項第十八号及び第十 | 短钟 女 | 海 次 |
| <u> </u> | | |
| 、第七十七条の見出し、同 | | |
| 条第一項、第二項前段及び | | |
| 第四項、第七十九条第三項 | | |
| 、第八十八条第三項、第百 | | |
| 二条第一項、第百三条の見 | | |
| 出し、第百八条の見出し、 | | |
| 回 休 無一風 | | |
| (區斗) | (區斗) | (匣斗) |
| 第七十二条第一屆第十七号 | 施設建築敷地若 | 建築施設の |
| 、第九十一条第一項、第百 | しくはその共有 | 游农 |
| 三条第一項、第百四条第一 | 持分、施設建築 | |
| 鬥 | 物の一部等 | |
| 第七十三条第一項第二十号 | 施設建築數地又 | 建築施設の |

| L | (| 2 |
|---|---|---|
| | | |

| 中 | はその共有持分 | 新 农 | | はその共有持分 | 海 农 |
|-------|---------|------------|-------|---------|------------|
| | 、施設建築物の | | | 、施設建築物の | |
| | 一語雜 | | | 一語雜 | |
| (盤) | (盎) | (盤) | (區刊) | (區식) | (區식) |
| 第八十一条 | 、第十六号又は | 又は第十七 | 第八十一条 | 、第十四号又は | 又は第十五 |
| | 第十七中 | 中 | | 第十日中 | <u>ıh</u> |
| (盤) | (盎) | (盤) | (區刊) | (트긔) | (區식) |
| | | | | | |

十 著作権法 (昭和四十五年法律第四十八号)

| 整 | ш |
|-------------------------------|-------------------------------|
| (権作権の 登録) | (著作権の登録) |
| 第七十七条 次に掲げる事項は、登録しなければ、第三者に対抗 | 第七十七条 次に掲げる事項は、登録しなければ、第三者に対抗 |
| することができない。 | することができない。 |
| 一 著作権の移転若しくは信託による変更又は処分の制限 | 一 著作権の移転 (相続その他の一般承継によるものを除く。 |
| | 次号において同じ。) 若しくは信託による変更又は処分の制 |
| | 殿 |
| 1 () () () | 11 (區斗) |
| | |
| (出版権の遊録) | (出版権の登録) |
| 第八十八条 次に掲げる事項は、登録しなければ、第三者に対抗 | 第八十八条 次に掲げる事項は、登録しなければ、第三者に対抗 |
| することができない。 | することができない。 |
| 一 出版権の設定、移転、変更若しくは消滅(混同又は複製権 | 一 出版権の設定、移転 (相続その他の一般承継によるものを |
| 若しくは公衆送信権の消滅によるものを除く。) 又は処分の | 除く。次号において同じ。)、変更若しくは消滅(混同又は |
| س | 複製権若しくは公衆送信権の消滅によるものを除く。)又は |
| | 処分の制限 |
| 1 (2) | 11 (區斗) |
| つ (智) | 20 (區刊) |
| | |

| 1 1 | 半草 本美 请 回 路 の | 2回路配置に関する: | 压律 (昭和六 | 、十年去津第四十三字) |
|-----|---------------|--|------------------|-------------|
| | | ノ 〒 HH FELL IIIII 「ご Liu) 「 こ ノゾ 。) | COUNTY TO THE TO | 、十年没得第四十三号) |

| 操 | ш |
|-------------------------------|------------------------------------|
| (海線の정果) | (登録の効果) |
| 第二十一条 次に掲げる事項は、登録しなければ、第三者に対抗 | 第二十一条 次に掲げる事項は、登録しなければ、第三者に対抗 |
| することができない。 | することができない。 |
| 一 回路配置利用権の移転又は処分の制限 | 一 回路配置利用権の移転 (相続その他の一般承継によるもの |
| | <u> を除く。)</u> 又は処分の制限 |
| 二 専用利用権の設定、移転、変更、消滅(混同又は回路配置 | 二 専用利用権の設定、移転 (相続その他の一般承継によるも |
| 利用権の消滅によるものを除く。)又は処分の制限 | <u>のを除く。)、変更、消滅(混同又は回路配置利用権の消滅</u> |
| | によるものを除く。) 又は処分の制限 |
| 三 通常利用権の移転、変更、消滅(混同又は回路配置利用権 | 三 通常利用権の移転 (相続その他の一般承継によるものを除 |
| 若しくは専用利用権の消滅によるものを除く。)又は処分の | く。)、変更、消滅(混同又は回路配置利用権若しくは専用 |
| 電 受 | 利用権の消滅によるものを除く。)又は処分の制限 |
| 四 回路配置利用権、専用利用権又は通常利用権を目的とする | 四 回路配置利用権、専用利用権又は通常利用権を目的とする |
| 質権の設定、移転、変更、消滅(混同又は担保する債権の消 | 質権の設定、移転(相続その他の一般承継によるものを除く |
| 滅によるものを除く。)又は処分の制限 | 。)、変更、消滅(混同又は担保する債権の消滅によるもの |
| | を除く。)又は処分の制限 |
| ひ・m (盤) | ひ・m (恒山) |
| | |

十二 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)

れ当該各号に定めるところによる。を除く。) において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞ第二条 この法律(第十号に掲げる用語にあっては、第四十八条

」~十回 (器)

以下司じ。) 及び配偶者居住権をいう。が明らかなものを除く。第十三条第三項及び第五章を除き、十五 借家権 建物の賃借権 (一時使用のため設定されたこと

(権利変換計画の内容)

ころにより、炊に掲げる事項を定めなければならない。第二百五条 権利変換計画においては、国土交通省令で定めると

| 〜十| (盤)

<u>福に</u>対応して、坊災施設建築物の一部について<u>賃借権を</u>与え 居住権を有する者から賃借権の設定を受けた者で、当該債債の土地(指定宅地を除く。)に存する建築物について配偶者 いるときは、その<u>賃借権の</u>設定を受けた者) 又は施行地区内 について賃借権を有する者(その者が更に貸借権を設定して 十二 施行地区内の土地(指定宅地を除く。)に存する建築物 れ当該各号に定めるところによる。を除く。)において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞ第二条 この法律(第十号に掲げる用語にあっては、第四十八条

1~十回 (恒山)

設定されたことが明らかなものを徐く。―
十五 借家権 建物の賃借権をいう。 <u>ただし、一時使用のため</u>

(権利変換計画の内容)

ころにより、炊に掲げる事項を定めなければならない。第二百五条 権利変換計画においては、国土交通省令で定めると

| ~十| (區刊)

ものの氏名又は名称及び住所災施設建築物の一部について間家権を与えられることとなるの情家権の設定を受けた者)で、当該借家権に対応して、防向借家権者(その者が更に間家権を設定しているときは、そ十二 施行地区内の土地(指定宅地を除く。)に存する建築物

られることとなるものの氏名又は名称及び住所

設建築物の一部十三 前号に掲げる者に賃借権が与えられることとなる防災施

となるものの氏名及び住所並びにその配偶者居住権の存続期災施設建築物の一部について配偶者居住権を与えられることでいる場合を除く。)で、当該配偶者居住権に対応して、防について配偶者居住権を有する者(その者が賃借権を設定し十四 施行地区内の土地(指定宅地を除く。)に存する建築物

<u> 十七~11十円</u> (器)

○○4 (器)

(防災施設建築物の一部等)

第二百九条 (略)

○○4 (標)

の質惜権の設定を受けている者)又は施行地区内の土地(指定受けている者(その者が更に賃借権を設定しているときは、そき建築物を所有する者から当該建築物について賃借権の設定をを除き、施行地区内の土地(指定宅地を除く。)に権原に基づら 権利変換計画においては、第二百三条第三項の申出をした者

設建築物の一部十三 前号に掲げる者に<u>借家権</u>が与えられることとなる防災施

(整設)

<u>+国∼川+川</u> (區刊)

公~4 (區刊)

(防災施設建築物の一部等)

第二百九条 (同上)

公~4 (區刊)

の借家権の設定を受けている者)に対しては、第一項の規定に受けている者(その者が更に間家権を設定しているときは、そき建築物を所有する者から当該建築物について間家権の設定をを除き、施行地区内の土地(指定宅地を除く。)に権原に基づら 権利変換計画においては、第二百三条第三項の申出をした者

らに定めなければならない。となる防災施設建築物の一部について、<u>賃借権</u>が与えられるよの申出をしたときは、前項の規定により施行者に帰属することなければならない。ただし、当該建築物の所有者が同条第一項災施設建築物の一部について、<u>賃借権</u>が与えられるように定めにより<mark>それぞれ</mark>当該建築物の所有者に与えられることとなる防者から賃借権の設定を受けている者に対しては、第一項の規定を地を除く。)に存する建築物について配偶者居住権を有する

- るように定めなければならない。
 なる防災施設建築物の一部について、配偶者居住権が与えられ出をしたときは、第四項の規定により施行者に帰属することとればならない。ただし、当該建築物の所有者が同条第一項の申より当該建築物の所有者に与えられるように定めなけ権を設定している場合を除く。) に対しては、第一項の規定に破さ、施行地区内の土地(指定宅地を除く。) に存する建築権利変換計画にないては、第二百三条第三項の申出をした者
- 物の一部についての配偶者居住権の存続期間が当該土地に存す設定を受けている者に対し与えられることとなる防災施設建築(指定宅地を除く。)に存する建築物について配偶者居住権の「前項の場合においては、権利変換計画は、施行地区内の土地

(海設)

定めなければならない。
る建築物の配偶者居住権の存続期間と同一の期間となるように

(宅地等の価額の算定基準)

る同種の権利の取引価格等を考慮して定める相当の価額とするの建築物又は近傍類似の土地若しくは近傍同種の建築物に関すいて「基準日」という。)における近傍類似の土地、近傍同種三十日の期間を経過した日のうち最も遅い日(以下この節にお第十九号の価額は、第二百三条第一項又は第四項の規定による第二百十三条 第二百五条第一項第三号、第八号、第十八号又は

23 (空)

額の算定基準)(防災施設建築敷地及び個別利用区内の宅地等の価額等の概算

らない。 格等を考慮して定める相当の価額を基準として定めなければなの土地若しくは近傍同種の建築物に関する同種の権利の取引価準日における近傍類似の土地、近傍同種の建築物又は近傍類似で定めるところにより、防災街区整備事業に要する費用及び基号、第九号、第十六号又は第十七号の概算額は、国土交通省令第二百十四条 権利変換計画においては、第二百五条第一項第四 (宅地等の価額の算定基準)

る同種の権利の取引価格等を考慮して定める相当の価額とするの建築物又は近傍類似の土地若しくは近傍同種の建築物に関すいて「基準日」という。)における近傍類似の土地、近傍同種三十日の期間を経過した日のうち最も遅い日(以下この節にお第十七号の価額は、第二百三条第一項又は第四項の規定による第二百十三条 第二百五条第一項第三号、第八号、第十六号又は

20 (區刊)

額の算定基準)(防災施設建築敷地及び個別利用区内の宅地等の価額等の概算

らない。 格等を考慮して定める相当の価額を基準として定めなければなの土地若しくは近傍同種の建築物に関する同種の権利の取引価準日における近傍類似の土地、近傍同種の建築物又は近傍類似で定めるところにより、防災街区整備事業に要する費用及び基号、第九号、第十四号又は第十五号の概算額は、国土交通省令第二百十四条 権利変換計画においては、第二百五条第一項第四 (価額についての裁決申請等)

の裁決を申請することができる。を受けた日から起算して三十日以内に、収用委員会にその価額第二項の意見書を採択しない旨の通知を受けた者は、その通知第十九号の価額について第二百十六条第三項の規定により同条第二百十八条 第二百五条第一項第三号、第八号、第十八号又は

20~4 (帯)

(借家条件の協議及び裁定)

- しなければならない。るように定められた者は、家賃その他の借家条件について協議について第二百九条第五項本文の規定により賃借権が与えられが与えられるように定められた者と当談防災施設建築物の一部第二百四十六条 権利変換計画において防災施設建築物の一部等
- 定を準用する。ができる。この場合においては、第二百十二条第二項後段の規備審査会の議決を経て、次に掲げる事項について裁定すること立てに基づき、審査委員の過半数の同意を得、又は防災街区整議が成立しないときは、施行者は、当事者の一方又は双方の申2 第二百四十四条第二項の公告の日までに前項の規定による協

| • 1 | (盤)

(価額についての裁決申請等)

の裁決を申請することができる。を受けた日から起算して三十日以内に、収用委員会にその価額第二項の意見書を採択しない旨の通知を受けた者は、その通知第十七号の価額について第二百十六条第三項の規定により同条第二百十八条 第二百五条第一項第三号、第八号、第十六号又は

公~4 (區刊)

(借家条件の協議及び裁定)

- しなければならない。るように定められた者は、家賃その他の借家条件について協議について第二百九条第五項本文の規定により借家権が与えられが与えられるように定められた者と当該防災施設建築物の一部第二百四十六条 権利変換計画において防災施設建築物の一部等
- 定を準用する。ができる。この場合においては、第二百十二条第二項後段の規備審査会の議決を経て、次に掲げる事項について裁定すること立てに基づき、審査委員の過半数の同意を得、又は防災衝区整議が成立しないときは、施行者は、当事者の一方又は双方の申801百四十四条第二項の公告の日までに前項の規定による協

1・11 (恒山)

3~7 (略) 三 敷金又は賃借権の設定の対価を支払うべきときは、その額

(防災施設建築物の一部等の価額等の確定)

第二百四十七条 陥行者は、防災街区整備事業の工事が完了した。 ときは、速やかに、当該事業に要した費用の額を確定するとと もに、国土交通省令で定めるところにより、その確定した額及 び基準日における近傍類以の土地、近傍司種の建築物又は近傍 類似の土地若しくは近傍司種の建築物に関する司種の権利の取 引価格等を考慮して定める相当の価額を基準として、防災施設 建築敷地若しくはその共有持分、防災施設建築物の一部等若し くは個別利用区内の宅地若しくはその使用収益権を取得した者 又は陥行者の

所有する

防災施設建築物の一部について

賃借権を 取得した者(第二百九条第五頃ただし書の規定により貸借権が 与えられるように定められたものに限る。)ごとに、妨災陥毀 建築敷地若しくはその共有恃分、坊災施設建築物の一部等若し くは個別利用区内の宅地若しくはその使用収益権の価額、妨災 施設建築敷地の地代の額又は施行者が賃貸する坊災施設建築物 の一部の家賃の額を確定し、これらの者にその確定した額を通 致しなかればなのない。

ひ・の (器)

3~7 (同上) 三 敷金又は<u>骨家権</u>の設定の対価を支払うべきときは、その額

(防災施設建築物の一部等の価額等の確定)

第二百四十七条 施行者は、防災街区整備事業の工事が完了した ときは、速やかに、当該事業に要した費用の額を確定するとと もに、国土交通省令で定めるところにより、その確定した額及 び基準日における近傍類以の土地、近傍司種の建築物又は近傍 類以の土地若しくは近傍司種の建築物に関する司種の権利の取 引価格等を考慮して定める相当の価額を基準として、防災施設 建築敷地若しくはその共有持分、防災施設建築物の一部等若し くは個別利用区内の宅地若しくはその使用収益権を取得した者 又は施行者の所有する妨災施設建築物の一部について情家権を 取得した者(第二百九条第五頃ただし書の規定により<mark>胃家権</mark>が 与えられるように定められたものに限る。)ごとに、妨災陥毀 建築敷地若しくはその共有恃分、坊災施設建築物の一部等若し くは個別利用区内の宅地若しくはその使用収益権の価額、妨災 施設建築敷地の地代の額又は施行者が賃貸する防災施設建築物 の一部の家賃の額を確定し、これらの者にその確定した額を通 知しなければならない。

a · · · (匝긔)

十三 マンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成十四年法律第七十八号)

| 権 | ш |
|---|--------------------------------------|
| 三次 | 三 次 |
| 無川神 (智) | 無川神 (區土) |
| 無川紜 (盤) | 無川仁 (同二) |
| 第二款 借家権者等の居住の安定の確保に関する施行者等 | 第二款 貸借人等の居住の安定の確保に関する施行者等の |
| の責務(第九十条) | 貴務 (第九十条) |
| | |
| (紀織) | (伝栽铧) |
| 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、そ | 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、そ |
| れぞれ当該各号に定めるところによる。 | れぞれ当該各号に定めるところによる。 |
| 一 一 十 十 一 (零) | ~十九 (區刊) |
| 十八 借家権 建物の賃借権 (一時使用のため設定されたこと | 十八 借家権 建物の賃借権をいう。 <u>ただし、一時使用のため</u> |
| が明らかなものを除く。以下同じ。)及び配偶者居住権をい | 設定されたことが明らかなものを除く。 |
| \sim | |
| ○ (盤) | ∞ (區山) |
| | |
| (基本方針) | (基本方針) |
| 無 回 《 と と と と と と と と と と と と と と と と と と | 熊 四条 (同 上) |
| 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 | 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 |
| ↑~囙 (쓑) | 1~目 (匣斗) |

以下司じ。)の居住の安定の確保に関する事頃有者で再建マンションの区分所有者とならないものをいう。下同じ。)及び転出区分所有者(従前のマンションの区分所ョンに居住していた間家権者(借家権を有する者をいう。以正 マンションの建替えが行われる場合における従前のマンシ

代・力 (器)

居住の安定の確保に関する事項人 売却マンションに居住していた区分所有者及び<mark>借家権者</mark>の

九 (略)

∞・4 (器)

(権利変換計画の内容)

ころにより、次に掲げる事項を定めなければならない。第五十八条 権利変換計画においては、国土交通省令で定めると

(盤) 汁~ (

- 氏名又は名称及び住所 建マンションについて<u>賃</u>借権を与えられることとなるものの 貸借権の設定を受けた者で、当該債借権に対応して、施行再) 又は施行マンションについて配偶者居住権を有する者から 貸借権を設定しているときは、その貸借権の設定を受けた者 七 施行マンションについて賃借権を有する者(その者が更に
- 八 前号に掲げる者に賃借権が与えられることとなる施行再建

のをいう。以下同じ。)の居住の安定の確保に関する事項ンの区分所有者で再建マンションの区分所有者とならないもを除く。以下同じ。)及び転出区分所有者(従前のマンショョンに居住していた貸借人(一時使用のための賃借をする者五 マンションの建替えが行われる場合における従前のマンシ

代・力 (區刊)

住の安定の確保に関する事項人 売却マンションに居住していた区分所有者及び<u>賃借人</u>の居

九 (同上)

∞・4 (區刊)

(権利変換計画の内容)

ころにより、次に掲げる事項を定めなければならない。第五十八条 権利変換計画においては、国土交通省令で定めると

1~代 (恒山)

- 家権を与えられることとなるものの氏名又は名称及び住所)で、当該権利に対応して、施行再建マンションについて借借家権を設定しているときは、その間家権の設定を受けた者七 施行マンションについて間家権を有する者(その者が更に
- 八 前号に掲げる者に借家権が与えられることとなる施行再建

マンションの部分

居住権の存続期間 与えられることとなるものの氏名及び住所並びにその配偶者権に対応して、施行再建マンションについて配偶者居住権を が賃借権を設定している場合を除く。)で、当該配偶者居住 礼 施行マンションについて配偶者居住権を有する者(その者

行再建マンションの部分計 前号に掲げる者に配偶者居住権が与えられることとなる施

<u>ナー</u>~<u>十ち</u> ()

の (器)

ように定めなければならない。 行マンションの明渡しの予定時期は、当該期限の日以降となる限を許与された区分所有者がいるときは、<u>第一項第十八号</u>の施む。)の規定により、裁判所から建物の明渡しにつき相当の期頃において準用する場合を含む。)において準用する場合を含分所有法第六十三条第五項(第十五条第三項(第三十四条第四条名む。)又は区分所有法第七十条第四項において準用する場合を含む。)において準用する場合

(区分所有権及び敷地利用権等)

継代十條 (器)

マンションの部分

(整設)

 $\underline{\prec} \sim \underline{+ \uparrow}$ (匠刊)

이 (區刊)

ように定めなければならない。 行マンションの明渡しの予定時期は、当該期限の日以降となる限を許与された区分所有者がいるときは、<u>第一項第十六号</u>の施む。)の規定により、裁判所から建物の明渡しにつき相当の期頃において準用する場合を含む。)において準用する場合を含分所有法第六十三条第五項(第十五条第三項(第三十四条第四条合合。)又は区分所有法第七十条第四項において準用する場合を含む。)において準用する場合

(区分所有権及び敷地利用権等)

第六十条 (同上)

- 話することとなる施行再建マンションの部分について、<u>賃</u>借権同条第一項の申出をしたときは、前項の規定により施行者に帰めなければならない。ただし、施行マンションの区分所有者が再建マンションの函分について、<u>賃</u>借権が与えられるように定当該施行マンションの区分所有者に与えられることとなる施行 関定を受けている者に対しては、第一項の規定によりを払び対 設定しているときは、その貸借権の設定を受けている者の設定を受けている者は、その賃借権の設定を受けている者の設定を受けている者の改成を受けている者。 とは、 を除き、施行マンションの区分所有者から当該施行マンションを区分所有者の を除き、施行マンションの区分所有者から当該施行マンション
- トンションの部分について、配偶者居住権が与えられるようには、第三項の規定により施行者に帰属することとなる施行再建入施行マンションの区分所有者が同条第一項の申出をしたとき偶者居住権が与えられるように定めなければならない。ただし与えられることとなる施行再建マンションの部分について、配ては、第一項の規定により当該施行マンションの区分所有者にいる者(その者が賃借権を設定している場合を除く。)に対しを除き、施行マンションについて配偶者居住権の設定を受けては、権利変換計画においては、第五十六条第三項の申出をした者

ひ・の (恒山)

ばならない。
 ションの部分について、
 耐家権が与えられるように定めなけれ、
 が引きる国内をに帰属することとなる施行再建マンンションの区分所有者が
 対与えられるように定めなければならない。ただし、施行マえられることとなる施行再建マンションの部分について、
 は、第一項の規定により当該施行マンションの区分所有者に与しているときは、その
 は、第一項の規定により当該権行マンションの区分所有者に与いて間家権の設定を受けている者(その者が更に間家権を設定ないと問家権を認定を受けている者(その者が更に間家権を設定を終き、施行マンションの区分所有者から施行マンションにつな機
 本権利変換計画においては、第五十六条第三項の申出をした者

定めなければならない。

→の期間となるように定めなければならない。存続期間が当該施行マンションの配偶者居住権の存続期間と同ととなる施行再建マンションの部分についての配偶者居住権のついて配偶者居住権の設定を受けている者に対し与えられるこ□ 前項の場合においては、権利変換計画は、施行マンションに

相当の価額とする。種の建築物に関する同種の権利の取引価格等を考慮して定める三十日の期間を経過した日における近傍類似の土地又は近傍同の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による価額又は減価額は、第五十六条第一項又は第五項(同条第六項第六十二条 第五十八条第一項第三号、第十二号又は第十三号の

準) (施行再建マンションの区分所有権の価額等の概算額の算定基

築物に関する同種の権利の取引価格等を考慮して定める相当のの期間を経過した日における近傍類似の土地又は近傍同種の建、マンション建替事業に要する費用及び前条に規定する三十日又は第十一号の概算額は、国土交通省令で定めるところにより第六十三条 権利変換計画においては、第五十八条第一項第四号

(海設)

(施行マンションの区分所有権等の価額の算定基準)

当の価額とする。 の建築物に関する同種の権利の取引価格等を考慮して定める相十日の期間を経過した日における近傍類似の土地又は近傍同種規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による三額又は減価額は、第五十六条第一項又は第五項(同条第六項の第六十二条 第五十八条第一項第三号、第十号又は第十一号の価

準) (施行再建マンションの区分所有権の価額等の概算額の算定基

物に関する同種の権利の取引価格等を考慮して定める相当の価期間を経過した日における近傍類似の土地又は近傍同種の建築マンション建替事業に要する費用及び前条に規定する三十日の又は第九号の概算額は、国土交通省令で定めるところにより、第六十三条 権利変換計画においては、第五十八条第一項第四号

価額を基準として定めなければならない。

(借家条件の協議及び裁定)

しなければならない。るように定められた者は、家賃その他の借家条件について協議ンについて第六十条第四項本文の規定により賃借権が与えられ有権が与えられるように定められた者と当該施行再建マンショ第八十三条 権利変換計画において施行再建マンションの区分所

定することができる。、審査委員の過半数の同意を得て、次に掲げる事項について裁ないときは、施行者は、当事者の一方又は双方の申立てにより2 第八十一条の公告の日までに前項の規定による協議が成立し

三 敷金又は貸借権の設定の対価を支払うべきときは、その額

ければならない。 事項についてはその地方における一般の慣行を考慮して定めな賃の額については賃貸人の受けるべき適正な利潤を、その他のについては賃借部分の構造及び賃借権を有する者の職業を、家3 施行者は、前項の規定による裁定をするときは、賃借の目的

4~~ (器)

第二款 借家権者等の居住の安定の確保に関する施行

額を基準として定めなければならない。

(借家条件の協議及び裁定)

しなければならない。るように定められた者は、家賃その他の借家条件について協議ンについて第六十条第四項本文の規定により借家権が与えられ有権が与えられるように定められた者と当該施行再建マンショ第八十三条 権利変換計画において施行再建マンションの区分所

定することができる。、審査委員の過半数の同意を得て、次に掲げる事項について裁ないときは、施行者は、当事者の一方又は双方の申立てにより2 第八十一条の公告の日までに前項の規定による協議が成立し

| • 1| (區斗)

については賃借部分の構造及び賃借人の職業を、家賃の額につる 施行者は、前項の規定による裁定をするときは、賃借の目的三 敷金又は借家権の設定の対価を支払うべきときは、その額

てはその地方における一般の慣行を考慮して定めなければならいては賃貸人の受けるべき適正な利潤を、その他の事項についについては賃借部分の構造及び賃借人の職業を、家賃の額につ

ない。

4~~ (區刊)

第二款 賃借人等の居住の安定の確保に関する施行者

者等の責務

- めなければならない。 していた<u>借家権者</u>及び転出区分所有者の居住の安定の確保に努第九十条 施行者は、基本方針に従って、施行マンションに居住
- 保を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。に居住していた借家権者及び転出区分所有者の居住の安定の確2 国及び地方公共団体は、基本方針に従って、施行マンション

(買受計画の認定基準)

、その認定をするものとする。場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは第百十条 都道府県知事等は、前条第一項の認定の申請があった

|・1| (盤)

- 確実に遂行するため適切なものであること。区分所有者又は<mark>借家権者の要請に係る代替建築物の提供等を三 代替建築物提供等計画が当該決議要除却認定マンションの</mark>
- ればならない。 居住の安定の確保を図るため必要な措置を講ずるよう努めなけ除却認定マンションに居住していた区分所有者及び借家権者の第百十五条 国及び地方公共団体は、基本方針に従って、決議要

等の責務

- なければならない。 していた<u>賃借人</u>及び転出区分所有者の居住の安定の確保に努め第九十条 施行者は、基本方針に従って、施行マンションに居住
- を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 に居住していた<u>賃借人</u>及び転出区分所有者の居住の安定の確保3 国及び地方公共団体は、基本方針に従って、施行マンション

(買受計画の認定基準)

、その認定をするものとする。場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは第百十条 都道府県知事等は、前条第一項の認定の申請があった

| • 1 | (區斗)

- 実に遂行するため適切なものであること。区分所有者又は<u>借家人</u>の要請に係る代替建築物の提供等を確三 代替建築物提供等計画が当該決議要除却認定マンションの
- ばならない。 住の安定の確保を図るため必要な措置を講ずるよう努めなけれ除却認定マンションに居住していた区分所有者及び賃借人の居第百十五条 国及び地方公共団体は、基本方針に従って、決議要

| 榉 | ш |
|------------------------------|------------------------------|
| 第十一条機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行 | 第十一条機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行 |
| $i\mathcal{C}_{\circ}$ | $^{\mathcal{N}}_{\circ}$ |
| 〜 (盗) | ~ (匠山) |
| 四 既に市街地を形成している区域において、市街地再開発事 | 四 既に市街地を形成している区域において、市街地再開発事 |
| 業、防災街区整備事業、土地区画整理事業又は住宅街区整備 | 業、防災街区整備事業、土地区画整理事業又は住宅街区整備 |
| 事業に参加組合員(市街地再開発事業にあっては都市再開発 | 事業に参加組合員(市街地再開発事業にあっては都市再開発 |
| 法第七十三条第一項第二十一号に規定する特定事業参加者を | 法第七十三条第一項第十九号に規定する特定事業参加者を、 |
| 、防災街区整備事業にあっては密集市街地整備法第二百五条 | 防災街区整備事業にあっては密集市街地整備法第二百五条第 |
| 第一項第二十号に規定する特定事業参加者を含む。) として | 一項第十八号に規定する特定事業参加者を含む。) として参 |
| 参加すること(第六号の業務を併せて行うものに限る。)。 | 加すること(第六号の業務を併せて行うものに限る。)。 |
| H~十七 (魯) | H~ 十九 (區 H) |
| ひ・m (智) | ひ・の (匠斗) |
| | |

| | 十五 | 不動產절記法 | (平成十六年法律第百二十三号) |
|--|----|--------|-----------------|
|--|----|--------|-----------------|

| 操 | Ш |
|-------------------------------|-------------------------------|
| (登記することができる権利等) | (登記することができる権利等) |
| 第三条 登記は、不動産の表示又は不動産についての次に掲げる | 第三条 登記は、不動産の表示又は不動産についての次に掲げる |
| 権利の保存等(保存、設定、移転、変更、処分の制限又は消滅 | 権利の保存等(保存、設定、移転、変更、処分の制限又は消滅 |
| をいう。汝条第二項及び第百五条第一号において同じ。) につ | をいう。汝条第二項及び第百五条第一号において同じ。) につ |
| こと た か ん。 | ことを必。 |
| 一 | ~力 (匠力) |
| 人 賃借権 | 人 賃借権 |
| <u>九</u> <u> </u> | (|
| 十 採石権(採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)に規 | 刈 採石権(採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)に規 |
| 定する採石権をいう。第五十条及び第八十二条において同じ | 定する採石権をいう。第五十条及び第八十二条において同じ |
| °) | °) |
| | |
| (賃借権の登記等の登記事項) | (賃借権の登記等の登記事項) |
| 無二十一条 (磊) | 第二十一条 (同二) |
| | |
| (配偶者居住権の登記の登記事項) | |
| 第八十一条の二 配偶者居住権の登記の登記事項は、第五十九条 | (|
| 各号に掲げるもののほか、次のとおりとする。 | |
| <u> </u> | |

めがあるときは、その定め住建物をいう。)の使用又は収益をさせることを許す旨の定当 第三者に居住建物(民法第千二十八条第一項に規定する居

十六 信託法 (平成十八年法律第百八号)

| 権 | ш |
|---|--------------------|
| (受益権の譲渡における受託者の抗弁) | (受益権の譲渡における受託者の抗弁) |
| 熊 七十 五 《 图) | 第九十五条 (同上) |
| の規定を適用する。 に通知をしたものとみなして、同法第八百九十九条の二第一項 者にその承継の通知をしたときは、共同相続人の全員が受託者は、当該受益権に係る遺産の分割の内容)を明らかにして受託の内容(遺産の分割により当該受益権を承継した場合にあって、民法第九百条及び第九百一条の規定により算定した相続分を超 第九十五条の二 相続により受益権が承継された場合において、「共同相続における受益権の承継の対抗要件) | (整設) |

十七 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平成二十年法律第三十三号)

(合意の効力)

めの財産の価額に算入しないものとする。 二項の規定による合意に係る財産の価額を遺留分を算定するた号に掲げる内容の定めに係る株式等並びに第五条及び第六条第適用される同条第一項の規定にかかわらず、第四条第一項第一第一項一期一項の規定及び同法第千四十四条第三項において読み替えて第九条 前条第一項の許可があった場合には、民法第千四十三条

23 (器)

及ぼさない。 て同じ。)以外の者に対してする<u>遺留分侵害額の請求</u>に影響を四号において「代襲者」という。)を含む。汝条第三号におい合む。)の規定により当該旧代表者の相続人となる者(汝条第法第八百八十七条第二項(同条第三項において準用する場合を旧代表者がした遺贈及び贈与について、当該合意の当事者(民計二項の規定にかかわらず、前条第一項に規定する合意は、 (合意の効力)

の価額に算入しないものとする。 定による合意に係る財産の価額を遺留分を算定するための財産る内容の定めに係る株式等並びに第五条及び第六条第二項の規百三条第一項の規定にかかわらず、第四条第一項第一号に掲げ第一項の規定及び同法第千四十四条において準用する同法第九第九条 前条第一項の許可があった場合には、民法第千二十九条

2 (區刊)

て同じ。) 以外の者に対してする<u>蔵</u>殻に影響を及ぼさない。四号において「代襲者」という。) を含む。汝条第三号におい合む。) の規定により当該旧代表者の相続人となる者 (汝条第法第八百八十七条第二項 (同条第三項において準用する場合を旧代表者がした遺贈及び贈与について、当該合意の当事者 (民計 前二項の規定にかかわらず、前条第一項に規定する合意は、

| 整 | Щ |
|------------------------------|----------------------------------|
| 第千十二条第三項中「第六百四十四条」の下に「、第六百四十 | 第千十二条第二項中「第六百四十四条」の下に「、第六百四十 |
| 五条」を加える。 | 五条」を加える。 |
| (霊心) | 第千十六条第二項を削る。 |
| | |
| 老 副 | 宝 宣 |
| (遺言執行者の報酬に関する経過措置) | (遺言執行者の <u>復任権及び</u> 報酬に関する経過措置) |
| 第三十六条 (割る) | 第三十六条 施行日前に遺言執行者となった者の旧法第千十六条 |
| | 第二項において準用する旧法第百五条に規定する責任について |
| | は、なお従前の例による。 |
| 施行日前に遺言執行者となった者の報酬については、新法第 | → 施行日前に遺言執行者となった者の報酬については、新法第 |
| 千十八条第二項において準用する新法第六百四十八条第三項及 | 干十八条第二項において準用する新法第六百四十八条第三項及 |
| び第六百四十八条の二の規定にかかわらず、なお従前の例によ | び第六百四十八条の二の規定にかかわらず、なお従前の例によ |
| ю° | 1∕6°° |
| | |